

第4期 いちき串木野市教育振興基本計画（案）

～「認め」「支え」「学び」とともに未来を創る いちき串木野市の教育～



令和7年2月

いちき串木野市教育委員会

<目 次>

はじめに

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的な考え方	1
第2章 本市教育の現状	
1 児童生徒数の減少・学校規模	2
2 学力	2
3 いじめ、不登校等の状況	2
4 規範意識	3
5 基本的生活習慣	4
6 特別支援教育	4
7 キャリア教育	5
8 健康教育	5
9 体力や運動能力	5
10 安全・安心な教育環境の整備と安全教育	6
11 家庭・地域の教育力	6
12 幼児教育	7
13 子供たちの文化活動	7
14 地域・文化の育成・継承	8
15 生涯学習の環境づくり（いつでもどこでも学べる環境づくり）	8
16 生涯スポーツの推進	8
第3章 10年後を見据えた教育の姿 〔基本理念と施策の関連図〕	9 11
第4章 今後5年間に取り組む施策	
1 本市教育の取組における視点	12
2 本市教育施策の方向性	14
3 具体的施策の展開	15
Ⅰ お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	
① 道徳教育の充実	16
② 生徒指導の充実	17
③ 人権教育の充実	19
④ 体験活動の充実	20
⑤ 子供の読書活動の推進	21
⑥ 文化芸術活動の推進	22
⑦ 食育の推進	23
⑧ 体力・運動能力の向上	24
⑨ 健康教育の充実	25

II	未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進	
①	確かな学力の定着	26
②	特別支援教育の推進	29
③	キャリア教育の推進	30
④	幼児教育の充実	30
⑤	郷土教育の推進	31
⑥	教育の情報化の推進	32
⑦	国際理解教育の充実	33
⑧	消費者教育の充実	34
⑨	主権者教育の充実	35
⑩	社会の変化に対応した教育の推進	
	(ア) 環境教育	35
	(イ) 福祉教育・ボランティア活動	36
III	信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	
①	開かれた学校づくり	36
②	学校運営の充実	37
③	学校における働き方改革の推進	38
④	小規模校教育の振興	38
⑤	教職員の資質向上	39
⑥	安全・安心な学校づくり	39
⑦	教育環境の整備・充実	40
IV	地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進	
①	地域を支える次世代の人づくり	41
②	地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり	43
③	家庭教育支援の充実	44
V	生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	
①	生涯学習環境の充実	45
②	生涯スポーツの推進	46
③	競技スポーツの推進	46
④	文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実	47
⑤	地域文化の継承・発展と地域づくりの活用	47
⑥	文化財の保存・活用	48
第5章	計画の実現に向けて	
1	教育行政の着実な推進	50
2	学校・家庭・地域・企業・大学等との連携・協働	50
3	関係部局・関係機関との連携・協力	50
4	県との連携・協力	50
5	ICTの効果的活用	50
6	計画の進捗状況の確認	51

はじめに

近年、我が国は、人口減少・少子高齢化やグローバル化が進展する中、AI、ビッグデータ、IOT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた超スマート社会（Society5.0時代）が到来しつつあり、社会の在り方そのものが劇的に変わる状況が生じつつあります。

教育に関しても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされました。このような中、本市においては、確かな学力の定着、いじめ・不登校対策、特別支援教育の充実、学校における働き方改革、教職員の資質能力の向上、AI、IOTなどの技術革新に対応した教育、家計における教育費負担の軽減など、取り組むべき課題があります。

これまで、市教育委員会では、本市の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、平成22年1月に「いちき串木野市教育振興基本計画」を、平成27年1月に第2期基本計画、令和2年2月に第3期基本計画を策定し、その計画に基づき、総合的かつ計画的に取り組みを進めてきたところです。

国は、令和5年6月に新たな教育振興基本計画を閣議決定し、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請をとりいれていく「不易流行」の考え方を基調とし、令和22年（2040年）以降の社会を見据えた教育施策の在り方を示しました。また、県も「かごしま未来創造ビジョン（改訂版）」や教育委員会の事務の点検・評価の結果等を踏まえながら、令和6年2月に第4期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

「第4期いちき串木野市教育振興基本計画」においては、国・県の動向に対応するとともに、基本理念に「「認め」「支え」「学び」ともに未来を創る いちき串木野市の教育」を掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、認め合い、支え合い、自ら学びながら主体的に考え行動する力や調和のとれた生きる力を備え、未来の社会の創り手となる児童生徒」、「伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた郷土を愛する態度を養い、互いに認め、支え合い、生涯にわたって様々な活動や学習に取り組む、幸せや生きがいを感じながら自己実現を目指す市民」の育成を目指すことを示すとともに、その実現に向けた今後5年間に取り組む施策の方向性を示し、それに基づく内容を体系化しました。

今後、市教育委員会においては、この計画に基づき、学校、家庭、地域、企業、大学等との連携を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

令和7年2月

いちき串木野市教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

いちき串木野市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、「いちき串木野市教育振興基本計画」を策定し、本市教育の目指す姿や育成を目指す人間像などを掲げ、その実現に向け取り組む施策について、総合的、体系的に位置付けて取組を進めてきました。

第1期計画（平成22年1月策定）では、10年後を見据えた教育の姿として「新しい時代のいちき串木野市を担う心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ計画を推進し、その検証結果を踏まえて、第2期計画（平成27年1月策定）では、「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」の基本目標のもと、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

第3期計画（令和2年2月策定）では、第2期計画における取組の成果と課題を踏まえ、第1期計画から継続している「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」という2つの人間像の育成を目指して、計画を推進してきました。

国・県の動向に対応しながら、本市は、引き続き市の実情に応じた教育行政を推進するため、令和7年度から11年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「第4期いちき串木野市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、本市の実情に応じた教育振興の施策に関する基本的な計画として、国・県の第4期計画を参酌し、いちき串木野市総合基本計画等を踏まえ、令和7年度以降の10年後を見据えた本市教育の姿を示すとともに、その実現に向けて、令和7年度からの5年間に取り組むべき施策を体系化した計画とします。

計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、スポーツ、文化・芸術などの教育委員会所管事項に関することです。

第2章 本市教育の現状

1 児童生徒数の減少・学校規模

本市の児童生徒数は減少を続けています。また、1学校当たりの学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする（学校教育法施行規則第41条）とされていますが、令和6年度における本市の状況は、12学級を下回る学校が小学校で8校中7校、中学校では全5校が下回っており、ほとんどが小規模の学校となっているのが現状です。

小規模校では、一人一人の状況が把握しやすく、きめ細かな指導ができるなどの利点があるものの、社会性の涵養、多様な考えに触れる機会が少ない、クラス替えができない、切磋琢磨する教育活動ができない、教職員配置等教育環境の整備が不十分な点もあるなどの指摘もなされています。

公立小・中学校の再編は、急速に進む児童生徒数の減少を踏まえ、これからのいちき串木野市を担う人材を育てるという視点から、学習面、スポーツ面、人間関係の面等、児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一として、地域の実情に応じて、住民の合意形成を図りながら、計画的に進めて行かなければなりません。

令和5年3月に定めた学校再編基本方針に基づき、第1次（中学校）再編計画により、令和8年4月に串木野地域の4つの中学校を1校に再編することを目指して作業を進めるとともに、小学校に関しても、中学校の再編を進めながら、第2次（小学校）再編計画についても検討を進める必要があります。

2 学力

本市の小・中学生の学力については、国が実施している「全国学力・学習状況調査」において、令和6年度ではすべての教科で全国平均を下回っている状況です。学力差については、本県は、全国的に縮小傾向にあるものの、本市においては全国との差が歴然としており、継続して思考力、判断力、表現力等に課題がある状況です。

今後も、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力を身に付けさせることに加え、主体的に学習に取り組む態度を育成することが必要です。

また、児童生徒の学力向上には、教員の指導力の向上が必要であり、様々な施策を通じて、教員が教え込む授業から、児童生徒が自ら考え、自ら学ぶ「学習者主体の授業」への転換などに努めることとしています。

全国学力・学習状況調査において、多くの児童生徒が、社会参画に対する関心・意欲やボランティアへの意識が高く、人の役に立ちたいという強い思いを持って将来の夢や目標を描き、前向きに取り組んでいる結果が出ています。このような児童生徒のよさを認めるとともに、学習に対する意欲を高め、学力の向上につなげていかなければなりません。

3 いじめ、不登校等の状況

いじめについては、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題と捉え、今後ともすべての

学校が、家庭や地域との連携を強め、一件でも多く発見し、それらを解消するという基本認識のもと、積極的ないじめの認知といじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

また、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴う、ネット依存や SNS の利用によるトラブルなどの課題について、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

不登校は、本市における最重要課題です。不登校の要因は一様ではなく、無気力や不安といった本人に関する要因や、学校における人間関係、家庭に関することなどが複雑に関連しているとされており、個々の児童生徒の実態や心情に寄り添った丁寧な対応が必要です。

各学校で発達支持的生徒指導の考え方に基づく「魅力ある学校づくり」を進め、いじめ、不登校等の未然防止に努めることが重要です。また、課題予防的・困難課題対応的生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要です。

そして、不登校の児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、学校への復帰や社会的自立に向けて、家庭での過ごし方も含め、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、家庭や地域、教育支援センター、校内支援教室等の関係機関と連携し、継続的に対応する必要があります。

4 規範意識

児童生徒に関わる規範やルール等の制定や見直しの過程に子供自身が関与することは、身近な課題を対話しながら自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があると考えられています。

教育基本法の教育目標には、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が明記されています。また、学校教育法においても、「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が明記されています。

令和6年度の全国学力・学習状況調査では、「あなたの学級では、学級生活をよりよくするため学級会（※中学校は学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」という質問に肯定的に回答した本市児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国より低くなっています。また「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に肯定的に回答した本市児童生徒は、小学校において全国より低くなっています。

児童生徒が公共の精神に基づいた豊かな人間性を育むために、全教育活動を通じて、子供が自己決定する機会の設定や規範意識の涵養を図ることが必要です。

5 基本的生活習慣

児童生徒が健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であり、昨今、このような基本的生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされております。

本市においては、地域活性化や健康で豊かな生活の向上等を目的に、地域の資源である「食」を活用し、県内初となる「食のまちづくり条例」を平成 21 年 4 月に制定しています。

子供の食生活や生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけでなく、生きるための基礎である体力の低下だけでなく、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われております。

基本的な生活習慣の定着は、主に家庭での過ごし方によりますが、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域が一丸となり、子供の健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組を推進することが必要です。

児童生徒が心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「家庭学習 60・90 運動」^{注1} や「早寝早起き朝ごはん」^{注2} などの取組を通じて、適切な生活習慣の確立に向けた取組を推進することが必要です。

さらに、携帯電話（スマートフォンを含む）の所持率は、年々増加傾向にあります。今後、いわゆるネットいじめやネット依存などの諸問題に対応するために、各学校で情報モラル教育を充実させるとともに、家庭や地域並びに警察等の関係機関と連携した取組を推進していく必要があります。

(注1) 家庭学習 60・90 運動：基礎学力定着のために、家庭で小学校 60 分、中学校 90 分を目安として一定の学習時間を確保する運動。

(注2) 早寝早起き朝ごはん：日本 P T A 全国協議会と文部科学省等が中心となって「子供たちの正しい生活リズムの確立」を目的に提唱し、平成 18 年度から始まった国民運動。

6 特別支援教育

特別支援教育においては、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨とし、障害者差別解消法等の法改正を踏まえ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境づくりが求められています。

近年、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、教育的効果への期待などを背景に、本市においても、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒が増加傾向にあります。

現在、障害のある全ての幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められており、小・中学校の校内支援体制の充実や研修会の実施による教員の専門性の向上、就学・進学時の切れ目のない支援の推進などに取り組んでいます。

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法において、基礎的環境整備や合理的配慮の提

供が義務付けられました。特に、合理的配慮については、本人及び保護者の要望に基づき、市、学校、本人及び保護者が実施可能な配慮について十分に話し合い、合意形成を図った上で、適切に提供していくことが必要です。

7 キャリア教育

今日、社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。

こうした中で、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを理解した上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

本市においては、商工会議所や商工会等との連携のもと、全ての中学校で職場体験学習、インターンシップや外部講師による出前授業等の体験的な取組が実施されています。また、全ての小・中学校において「キャリア・パスポート」を活用し、体系的・系統的なキャリア教育の推進を図っています。

児童生徒が将来、社会人、職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要であり、小学校では、夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解させ、自らの適性について考えさせることなど、発達段階に応じたキャリア教育の推進が必要です。

今後、更にキャリア教育を推進するためには、様々な職場での体験活動等の機会の増加を図り、キャリア教育に関する調査を通して、児童生徒の意識の高揚や心の変容を確認することが必要です。

8 健康教育

近年の生活様式や生活環境の著しい変化は、児童生徒の心身に様々な影響を及ぼしており、生活習慣や食習慣の乱れ、う歯（むし歯）や視力低下、体力の低下や運動する機会の減少など、児童生徒の現代的健康課題は、多様化・複雑化の傾向にあります。

このような状況の中、健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成を図るためには、学校保健、学校給食・食育の充実、学校体育の充実など、学校における健康教育の充実を図ることが重要となります。

9 体力や運動能力

近年、児童生徒の体力や運動能力は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、全国的に低下傾向にあります。本市の児童生徒の体力合計点は、年々上昇していますが、全国平均に達していない状況で、特に柔軟性や持久力について課題があります。また、休日における総運動時間についても減少傾向にあります。

体力は、人間の活動の源であり、健康維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく

関わっており、「生きる力」の重要な要素であることから、児童生徒の体力の向上を図る必要があります。体力・運動能力調査等の結果を活用した体力向上の取組により、公立小中学校の「一校一運動」及び「体力アップ！チャレンジかごしま」の実施率 100%となっています。これからも児童生徒が楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を一層高める取組を進めます。

(注)体力アップ！チャレンジかごしま：県内の小・中学校等の児童生徒の体力向上と運動習慣を育成するために、学級を単位として縄跳びや一輪車乗り等に挑戦するもの。

10 安全・安心な教育環境の整備と安全教育

近年、学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故の発生も後を絶たない状況です。

児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して安全に暮らせる地域社会づくりが求められています。

本市では、スクールガードや防犯ボランティア等研修会、各学校における防犯教室等により、学校における安全性の向上を図っています。今後も、地域ぐるみによる安全確保に更に努めるとともに、防災、防犯・交通安全教室において、実効性のある安全訓練の充実を図っていく必要があります。

また、事件・事故、自然災害に対応するため、学校内の施設設備の安全点検や通学路における安全指導の充実と安全点検の取組及び主体的に取り組む避難訓練など、児童生徒等の安全を守るための取組を推進していく必要があります。

公立学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の地域住民の応急避難場所としての役割があることから、学校施設の耐震性を高める対策を計画的に実施し、平成 27 年度までに構造体の耐震性を確保しています。今後は非構造物（外壁・天井・窓等）の改修が課題となっています。

11 家庭・地域の教育力

家庭の教育力低下が指摘される中、多様な家族形態への変化や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化することで、子育てに不安を持つ保護者も多く、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域全体で家庭教育を支える重要性が高まっています。

家庭は、教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、地域社会には、子供たちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。

本市においては、市青少年健全育成市民会議を中心として、市子ども会育成連絡協議会や市PTA連絡協議会、地域女性団体や青年団、公民館等、地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目指して活動している多くの社会教育関係団体があり、それぞれの団体が地域に根ざした活動を行っています。

また、地域学校協働活動の取組により、地域と学校が連携・協働して活動できる体制が構築されてきています。今後はコミュニティ・スクールと地域学校協働活動をさらに一体的に推進することにより、地域とともにある学校づくりを進める必要があります。

今後とも、市内の社会教育関係団体との連携を密にするとともに、本市において昔から引き継がれている教育的資源を生かした活動を継承し、家庭や地域の教育力を向上させる取組が一層推進されるよう社会的気運を醸成していくことが必要です。

12 幼児教育

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、生活習慣・規範意識をはじめとする社会性と自主性を育む適切な教育を行うことが重要です。生活スタイルの変化から、保護者同士のつながりや地域との結びつき、あいさつなど基本的な生活習慣の確立等が新たな課題となってきています。また、文部科学省が示している「健康な心と体」「自立心」など、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿をイメージしつつ、豊かな教育活動が展開されるように工夫が求められています。

このことから、幼稚園・保育所・小学校・家庭・地域の連携で総合的に施策を推進することや幼児の生活、発達、学びの連続性を踏まえて、幼児教育を充実させていくことが必要です。

13 子供たちの文化活動

本市に数多く残っている地域の伝統芸能・行事等の文化資産は、生活の一部となるなど、精神的なよりどころとなっています。

また、各学校では、地域の文化資産を取り入れた教育活動を行うとともに、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けている学校もあり、豊かな心や感性、創造性、感動する心等の育成に取り組んでいます。

子供たちに郷土の伝統文化や様々な芸術に親しませることは、郷土に誇りを持つ心の醸成や、郷土の歴史や文化を生かした地域づくり、郷土芸能や伝統行事等の担い手の育成からも欠かせないものです。

今後とも、文化資産や文化財等の学校活動や地域活動への更なる活用を推進する必要があります。

14 地域・文化の育成・継承

市内には、国指定重要無形民俗文化財「市来の七夕踊」や、薩摩藩留学生渡欧の地など数多くの史跡や歴史、伝統芸能が保存・伝承されています。特に「市来の七夕踊」は約 400 年もの間、地域で保存伝承されてきており、これからも先人達の残した宝を後世に残していくことが必要です。しかし、近年の少子高齢化や地域コミュニティの希薄化などにより、その継承が年々難しくなってきています。

また、市民の芸術・文化に対する意識の高揚と振興を図るため、市民のニーズを的確に把握し、各種文化事業の推進や育成に努める必要があります。

更にこれら芸術・文化活動の中心となる文化施設の整備充実を図る必要があります。

15 生涯学習の環境づくり（いつでもどこでも学べる環境づくり）

本市では、これまで市民が学習しやすい環境をつくるため、様々な整備に取り組んできました。引き続き、教育基本法第3条（生涯学習の理念）の規定を踏まえ、本市においてもだれもが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることのできるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習でき、その成果を適切に生かすことのできる環境づくりを推進する必要があります。

具体的には、社会教育施設等を利用し、ライフステージに合わせた各種事業や生涯学習講座を実施するとともに、各種大会や学校支援活動などにより学習成果を生かせる環境づくりに取り組んでいます。

その一方で、社会環境が急速に変化を続ける昨今、市民を取り巻く社会には多くの現代的課題が存在します。こうした中で市民が主体的に、また、いきいきと豊かに暮らしていくためには、市民が「生きる力」や「社会をつくる力」を持つことが望まれます。

そのための手段として、今後、「市民が主体的に学ぶこと、その成果を社会に生かすこと」が必要です。そして、市民のあらゆる「学び」を生涯学習と捉え、行政が担うべき「住みよいまちづくり」に向け、生涯学習の推進体制づくりに努めることが必要です。

また、このように、いつでもどこでも学べる環境づくりを推進することで、本市のまちづくりの目標である「ひとが輝き文化の薫る世界に拓かれたまち」の実現を目指すことにつながると考えます。

16 生涯スポーツの推進

近年、健康に対する意識の高まりにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動も多種多様化しています。今後、市民のスポーツ・レクリエーション活動は更に多様化・活発化するものと予想され、それに対応していくため個々のスポーツニーズに応じたスポーツ教室や多くの市民が参加できるスポーツ大会等を開催し、また、市民への適切な指導助言を行うための指導者を育成する等、指導体制の充実を図る必要があります。

第3章 10年後を見据えた教育の姿

基本理念：「認め」「支え」「学び」とともに未来を創る いちき串木野市の教育

基本目標（目指す姿）

- 1 知・徳・体の調和がとれ、認め合い、支え合い、自ら学びながら主体的に考え行動する力や調和のとれた生きる力を備え、未来の社会の創り手となる児童生徒
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養い、互いに認め、支え合い、生涯にわたって様々な活動や学習に取り組み、幸せや生きがいを感じながら自己実現を目指す市民

これから社会が大きな変革期を迎える中であって、子供たちのみならず、市民一人一人がそれぞれの夢や希望をもち、その実現に向けて意欲を持って挑戦できる環境を整えていくことは、ますます重要性を増すことが考えられます。

夢や希望の実現には、自律心と責任感、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、規範意識、伝統や文化を尊重する心、生命や自然を大切に作る心、自己肯定感・自己有用感などの豊かな心や、変化の激しい社会の中で、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできる「未来を生き抜く力」を育てていく必要があります。

また、教育基本法第1条に規定された「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」という教育の目的を踏まえ、未知の時代を切り拓き、今後の社会を担っていく人材育成に努める必要があります。

このようなことを踏まえ、今後の本市の教育を進めるに当たっての基本理念を「「認め」「支え」「学び」とともに未来を創る いちき串木野市の教育」とします。

また、本市には、教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、日本の近代化に関わった歴史、地域に根ざした文化、さまざまな分野で活躍している人材等の教育的資源も豊富です。また、地域全体で子供たちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらの教育的資源も活用しながら、「知・徳・体の調和がとれ、認め合い、支え合い、自ら学びながら主体的に考え行動する力や調和のとれた生きる力を備え、未来の社会の創り手となる児童生徒」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養い、互いに認め、支え合い、生涯にわたって様々な活動や学習に取り組み、幸せや生きがいを感じながら自己実現を目指す市民」の育成に取り組みます。

- 1 知・徳・体の調和がとれ、認め合い、支え合い、自ら学びながら主体的に考え行動する力や調和のとれた生きる力を備え、未来の社会の創り手となる児童生徒

将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会を維持・発展させていくためには、学び続ける人材の育成が求められています。そのためには、学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視していく必要があります。

ます。

また、子供たちは、社会生活を送る上で、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神等を身に付ける必要があります。なかでも、自己肯定感・自己有用感を高めていくことが必要です。

さらに、体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。一人一人が、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力を身に付けさせるとともに、心身の健康づくりに必要な知識、習慣も身に付けさせることが必要です。

一人一人が自分のよさや可能性を認識し、個々の状況に応じて知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、そのよさや持てる力を発揮し、多様な人々と協働しながら未来の社会の創り手となる児童・生徒の育成を目指すことが必要です。

2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養い、互いに認め、支え合い、生涯にわたって様々な活動や学習に取り組み、幸せや生きがいを感じながら自己実現を目指す市民

グローバル化する社会の中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出し、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していくことが必要です。

そのためには、日本や外国の文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、国際的な交流活動の推進や外国語教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要があります。

また、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本とし、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図る学習は、長寿化が進展する人生 100 年時代において、誰もが幸せや豊かさを感じられる社会の実現につながる重要な意義を有するものであります。そのためには、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合いながら年齢を問わず学び続けことができる教育環境を整備していくことが必要となります。

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養い、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合いながら年齢を問わず学び続け、生涯を通じて幸せや生きがいを感じながら意欲的に自己実現を目指す市民の育成を目指すことが求められます。

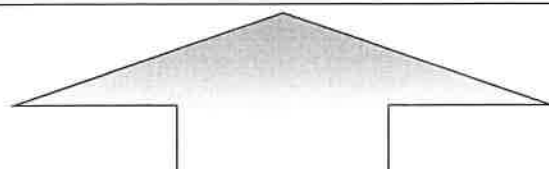
基本理念と施策の関連図

将来を見据えた教育の姿

《基本理念》 「認め」「支え」「学び」ともに未来を創る いちき串木野市の教育

基本目標（目指す姿）

- 1 知・徳・体の調和がとれ、認め合い、支え合い、自ら学びながら主体的に考え行動する力や調和のとれた生きる力を備え、未来の社会の創り手となる児童生徒
- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた郷土を愛する態度を養い、互いに認め、支え合い、生涯にわたって様々な活動や学習に取り組み、幸せや生きがいを感じながら自己実現を目指す市民

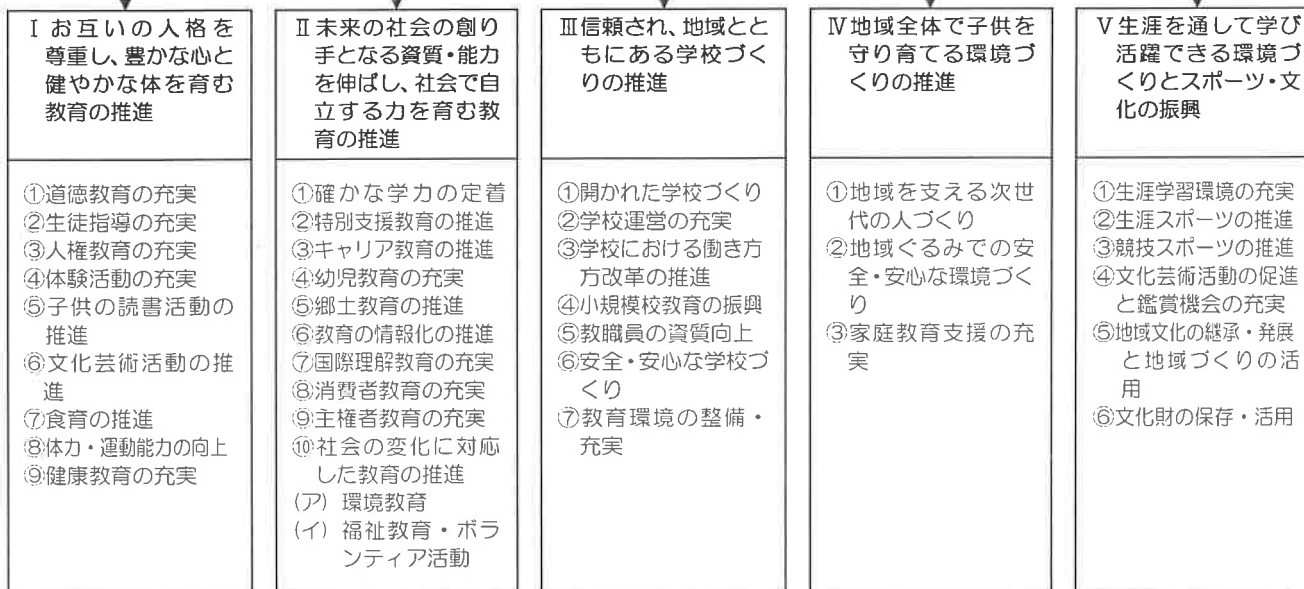


今後5年間に取り組む施策（令和7～11年度）

《本市教育の取組における視点》

- 1 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- 2 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成
- 3 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり
- 4 学校・家庭・地域・企業・大学等の積極的な連携・協働
- 5 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承
- 6 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

《本市教育施策の方向性》



（注）デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること

第4章 今後5年間に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点

本市教育の基本理念である「認め」「支え」「学び」とともに未来を創る「いちき串木野市の教育」の実現に向けて、今後5年間、次の視点を持って施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化を乗り越え、未来の社会の創り手となる資質・能力の育成

これからの時代は、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になると言われています。社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中であっても、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにする必要（「流行」）があります。

そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手になることができるよう、その資質・能力を育成していきます。

とりわけ、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 においては、「主体性」「リーダーシップ」「創造力」「課題設定・解決能力」「論理的思考力」「表現力」「チームワーク」等の資質・能力を備えた人材が期待されています。また、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会の創り手となるためには、「協働性」「利他性」「多様性への理解」「社会貢献意識」「自己肯定感」「社会的情動スキル」「非認知能力」を育成する視点も重要となります。

(3) 生涯を通じて一人一人が幸せや生きがいを感じることでできる教育環境づくり

一人一人が幸せや生きがいを感じることをできるようにするためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

また、子供たちが幸せや生きがいを感じられるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築くことができ、心理的安全性が保たれ、良い労働環境にあることが大切です。

これらを実現するため、必要な教育環境づくりに努めます。

(4) 学校・家庭・地域・企業・大学等の積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒

の能力を最大限に伸ばしていく役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。子供に社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子供が家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育^{注1}・キャリア教育^{注2}への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランス^{注3}の確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

また、鹿児島大学教育学部との協定や他の大学との連携をもとにして、地域社会の教育力の向上を図るため、教育・文化活動及び地域特有の課題解決に向けた取組への支援や地域において活躍する人材の育成等、大学の地域貢献機能やその教育研究の成果なども積極的に活用することが必要です。

本市教育における学校、家庭、地域、企業、大学等の役割を再度見直し、まずは、それぞれの役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて相乗効果を高めるなど、連携や協働を図りながら施策を推進します。

(注1) 職業教育：児童生徒が働くことの意識や専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し、将来の職業を自らの意思と責任で選択できるよう、専門的な知識・技能を習得させていく教育。

(注2) キャリア教育：児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

(注3) ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことの両者を無理なく実現できる状態のこと。

(5) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化に関わった歴史、地域に根ざした文化、様々な分野で活躍している人材など、教育的資源も豊富であり、また、地域全体で子供たちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらを有効活用や未来への継承を図ります。

(6) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル化には一般的に、第1段階として紙の書類をデジタル化するなどの「デジタイゼーション」、第2段階として業務プロセスをデジタル化するなどの「デジタライゼーション」、第3段階としてデジタル化で業務、組織を変革することを目指す「デジタルトランスフォーメーション」があります。

教育分野においては、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現をはじめICT環境整備が進んできたところです。これにより、第1段階の準備は整ったところであり、今後、第2段階への移行を着実に進め、ICTを効果的に活用した探求的な学びなどの第3段階を目指します。

2 本市教育施策の方向性

「1 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本理念などの実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理します。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子供たちが、安心して学習に取り組むためには、仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子供たちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

II 未来の社会の作り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子供たちが、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や福祉教育などの社会の変化に対応した教育や、子供一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校や教職員がその役割を十分に果たし、「信頼される」学校づくりを進める必要があります。

また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、「地域とともにある学校」づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。

「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、本市には、子供を地域で育てるという風土が、現在でも残っています。

今後も、全ての市民が地域全体で子供を守り育てるための取組を推進します。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

市民が、生涯を通してあらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにもつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものです。

3 具体的施策の展開

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 子供の読書活動の推進
- ⑥ 文化芸術活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

II 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 「確かな学力」の定着
- ② 特別支援教育の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 幼児教育の充実
- ⑤ 郷土教育の推進
- ⑥ 教育の情報化の推進
- ⑦ 国際理解教育の充実
- ⑧ 消費者教育の充実
- ⑨ 主権者教育の充実
- ⑩ 社会の変化に対応した教育の推進
 - (ア) 環境教育
 - (イ) 福祉教育・ボランティア活動

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり（学校運営協議会〔コミュニティスクール〕）
- ② 学校運営の充実（小中一貫教育）
- ③ 学校における働き方改革の推進
- ④ 小規模校教育の振興
- ⑤ 教職員の資質向上
- ⑥ 安全・安心な学校づくり
- ⑦ 教育環境の整備・充実

IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域を支える次世代の人づくり
- ② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ③ 家庭教育支援の充実

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実
- ⑤ 地域文化の継承・発展と地域づくりの活用
- ⑥ 文化財の保存・活用

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

① 道徳教育の充実

【現状と課題】

- 児童生徒の道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現とウェルビーイング^{注1}の向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育むことが重要です。
- 令和6年度の全国学力・学習状況調査によると、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」「人の役に立つ人間になりたいと思うか」「地域や社会をよくするために何かしてみたい」などの質問に肯定的な回答をした本市の中学生の割合は、全国平均と比べて高いという結果が得られていますが、小学生は全国平均よりも低くなっています。
- 道徳が教科化され、各学校では、「特別の教科道徳」の考えが浸透し、「考え、議論する」授業の充実に努めています。また、社会全体で児童生徒の道徳性を高める取組が推進され、保護者や地域の関心も高まっています。

(注1) ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む

（令和6年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の結果概要）

※ 肯定的評価（「当てはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答している児童生徒の割合）

(1) 小学校

	質問事項	市平均	全国平均	全国との差
1	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。	96.6	96.7	-0.1
2	人の役に立つ人間になりたいと思いますか。	94.7	95.9	-1.2
3	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。	80.1	83.5	-3.4

(2) 中学校

	質問事項	市平均	全国平均	全国との差
1	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。	98.0	95.7	+2.3
2	人の役に立つ人間になりたいと思いますか。	96.4	95.2	+1.2
3	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。	78.1	76.1	+2.0

【これからの施策の方向性】

- 児童生徒の道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育みます。
- 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育を推進します。
- 家庭や地域社会との連携を深め、児童生徒の道徳性を育む取組が社会全体で進められるように努めます。

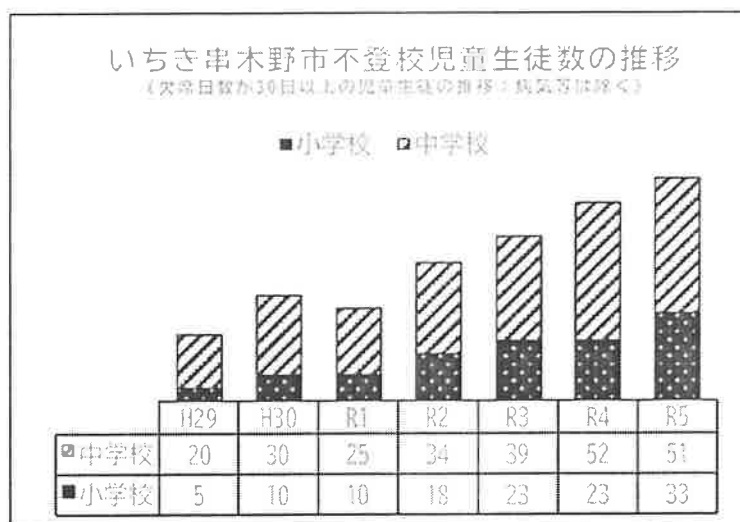
【主な取組】

- 道徳教育及びその要となる「特別の教科道徳」等の充実を図るために、各学校において道徳教育の全体計画や各時間の指導の概要が分かる年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- 「考え、議論する道徳」の更なる充実が図られるよう、児童生徒の実態に応じた授業や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めます。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の活用を促すとともに、各地域の教育伝承も活用し、道徳教育の充実に努めます。
- 総合的な学習の時間等や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科道徳」等と関連させることにより、教育活動全体での道徳教育の充実を図ります。

② 生徒指導の充実

【現状と課題】

- いじめや暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォン・携帯電話の普及に伴う新たな課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 「令和5年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」によると、本市における不登校児童生徒の割合は全国・県よりも高くなっています。
- いじめについては、人権に関わる重大な問題と捉え、一件でも多く発見し、一件でも多く解決するという基本的認識に立つとともに、問題行動の早期発見、早期対応のために、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を一層推進することが必要です。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、一人一人の実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関と連携したチーム学校としての取組を一層充実することが必要です。
- インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。
- 平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、国、地方公共団体、学校及び保護者等が連携して、いじめ防止等に取り組むことが求められています。本市では、平成26年3月に「いじめ防止基本方針」（令和3年11月に改訂）を策定し、平成26年9月に「いじめ調査委員会」、同年10月に「いじめ問題対策連絡協議会」を設置しました。さらに、平成27年3月に、「いじめ問題対策委員会」を設置しました。



【これからの施策の方向性】

- 児童生徒が自己指導能力を身に付けられるように努め、ウェルビーイングの向上を図ります。
- 生徒指導に関する教職員の資質向上に努めます。
- 学校の生徒指導体制を確立し、全教職員が一体となった「チーム学校」としての生徒指導に努めます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門的な知見に基づく組織的な相談体制の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の連携を促進します。
- 全ての児童生徒にとって、安心して学べる場所になるよう、魅力ある学校づくりに努めます。
- いじめ問題の未然防止に努めるとともに、いじめの積極的な認知、早期対応に努めます。
- ICT や学校生活アンケート等のアセスメントツールを活用し、問題行動の早期発見に努めます。

【主な取組】

- 発達支持的生徒指導による、教職員の一人一人の児童生徒を大切にしたい関わりを通して、児童生徒の自己指導能力の育成に努めます。
- 学校が児童生徒にとって安心・安全な場所となるため、生徒指導の4つの視点を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を図り、「魅力ある学校づくり」の取組を推進します。
- 生徒指導に関する研修の内容の充実に図り、いじめの積極的な認知や不登校の未然防止、早期対応が図られるよう、教職員の指導力の向上に取り組みます。
- 管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、発達支持的生徒指導を推進します。
- ICT やアンケート等のアセスメントツールを活用し、課題の早期発見や、教職員の情報の共有化、調査内容の蓄積、効果的な活用の促進に努めます。
- 不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校児童生徒への支援を推進します。相談窓口や教育支援センター、校内支援教室等についての情報を提供し、保護者や関係機関と連携した個別指導、家庭訪問を行うことなどにより、児童生徒の社会的自立に向けて、組織的・継続的な支援に努めます。
- SNS を巡るトラブル等のインターネット上の問題行動を未然に防止するため、児童生徒に指導を行うとともに、児童生徒が被害者及び加害者にならないよう、情報モラル教育の推進に努めます。

《計画期間における数値目標「生徒指導の充実」》

項目	現状 (R5)	R7	R8	R9	R10	R11
不登校児童生徒数	小学校 33人		前年度を下回る			
	中学校 51人	→				
不登校児童生徒の在籍率	小学校 2.81%		前年度を下回る			
	中学校 7.86%	→				

③ 人権教育の充実

【現状と課題】

- 「人権教育は全ての教育の基本」との認識の下、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒等を育成することを進めています。
- 職員一人一人が人権教育の環境そのものであるという自覚と使命感をもち、全職員が一丸となって、Mom（「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」）の基本姿勢で児童生徒と適切に関わりながら、児童生徒の自己実現を目指した学校づくりに取り組んでいます。
- いじめや不登校等の問題や性的マイノリティへの対応等、児童生徒の人権に関する様々な課題解決に資するため、学校、家庭、地域が一体となって、自尊感情の育成や人間関係づくり等に取り組むことが必要です。

（令和6年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の結果概要）

※ 肯定的評価（「当てはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答している児童生徒の割合）

(1) 小学校（第6学年）

	質問事項	市平均	全国平均	全国との差
1	自分にはよいところがあると思いますか。	69.9	84.1	-14.2
2	先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますか。	87.8	89.9	-2.1

(2) 中学校（第3学年）

	質問事項	市平均	全国平均	全国との差
1	自分にはよいところがあると思いますか。	78.2	83.3	-5.1
2	先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますか。	86.3	90.4	-4.1

【これからの施策の方向性】

- 学校、家庭、地域等において地域の実態に応じた人権教育の充実を図ります。
- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることができる学校づくりを推進するために、全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図ります。
- 教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容・方法等の工夫・改善に取り組みます。
- 社会教育における人権教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 各種研修会や授業などを通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、学校、家庭、地域等が緊密な連携の下、積極的に人権教育の充実をめめます。
- 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、自尊感情を高めるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工

夫・改善を図ります。

- 人権を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、各種研修や人権教育研修資料等の充実を図り、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- 保護者や社会教育関係団体等の指導者への研修会を通じて、人権についての学びの場を提供し、人権意識の高揚を図るとともに、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりに努めます。

《計画期間における数値目標「人権教育の充実」》

項目	現状 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11
全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙）における自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小中）	小学校 69.9% 中学校 78.2%	→		80%	→	90%
全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙）における先生は自分のよいところを認めてくれていると思う児童生徒の割合（小中）	小学校 87.8% 中学校 86.3%	→		88%	→	90%

④ 体験活動の充実

【現状と課題】

- 体験活動は、子供たちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりしながら、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して成し遂げる力などの非認知能力を育む有効な機会です。
- 本市は、北西の季節風を遮る地形と暖流の影響で温暖な気候となっており、海・山・川などの豊かな自然の中で、マグロ・ポンカン・つけあげなど豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を多く有しています。各学校においては、社会奉仕活動、自然体験活動、勤労生産体験活動等、地域の実情に応じた多様な体験活動を実施しています。
- 本市は食に関わる農林水産業を基幹産業としており、市内各地で漁業や農業に関する多様な分野での商品開発が進み「食のまち」づくりを展開しています。これらの農林水産と関わる産業を体験学習などの教育活動に生かす食農教育が、多くの学校で実施されています。
- 体験活動の教育課程への位置付けの工夫が必要です。

【これからの施策の方向性】

- 地域の特色を生かし、創意工夫をこらした食農教育を一層推進します。
- 体験活動の教育課程への位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。

【主な取組】

- 各学校において、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等とともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進します。
- 農林水産をはじめとする市内の各産業を体験する学習、高等学校と連携した学習の機会を提供し、食農教育の推進に努めます。
- 各学校における体験活動について、各教科等との関連付けや年間を通した活動の計画的な実施、事前・事後の指導を確実にを行うなどの改善・充実を目指します。

- 本市の社会教育施設において、地域・企業・青少年社会教育団体等と連携しながら、青少年の体験活動の場となる自主研修事業の企画・実施を推進します。
- 本市の社会教育施設等において実施している自然体験活動や集団宿泊体験活動などの工夫・改善を図り、体験活動の充実に努めます。

《計画期間における数値目標「体験活動の充実」》

項目	現状 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11
地域・企業等との連携による体験活動の実施回数及び参加人数	①自然体験活動 21回	→	→	30回	→	35回
	②宿泊体験活動 5回	→	→	7回	→	9回

⑤ 子供の読書活動の推進

【現状と課題】

- 平成 19 年 1 月に、いちき串木野市子ども読書活動推進計画を策定し、平成 24 年 3 月に第 2 次計画、平成 29 年 3 月に第 3 次計画として改定してきています。
- 読書活動は豊かな感性や情緒をはぐくむとともに豊かな言語力や想像力を育成する観点から重要です。
- 児童生徒の不読率は、小学生が全国平均とほぼ同じ、中学校は全国平均より低い状況です。しかしながら、学年が進むに従って本を読まない児童生徒が増える傾向にあります。学校や家庭、地域と連携した児童生徒への働きかけや年間を通じた読書活動の気運醸成等に力を入れていく必要があります。

《学校種ごとの不読率（令和 6 年度）》

	本市	県	全国
小学生	7.7%	1.5%	7.0%
中学生	7.8%	9.6%	13.1%

【これからの施策の方向性】

- 子供の読書活動に関する市民の関心を高めるとともに、家庭、地域、学校が連携し、社会全体での取組を推進します。
- 子供が読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。
- 学校における子供の読書活動を推進します。
 - (1) 学校における子供読書活動の推進
 - (2) 学校図書館等の整備・充実
 - (3) 幼稚園や保育所(園)における子供の読書活動の推進
- 家庭・地域における子供読書活動の推進に努めます。
 - (1) 家庭・地域における読書活動の推進
 - (2) 図書館等の整備・充実
- 子供読書活動への理解と啓発活動の推進を図ります。
 - (1) 「子供読書の日」等を中心とした広報啓発の推進
 - (2) 各種関係情報の収集・提供

【主な取組】

- いちき串木野市子ども読書活動推進計画を着実に推進します。

【学校における子供の読書活動の推進】

- 教育課程に読書活動を位置付けます。

- 教児一体となった「朝の読書」の充実を図ります。
- 読書目標冊数(ページ)達成に向けた各学校の特色ある取組を推進します。
- 「朝読み・夕読み」「音読」を推進します。

〔家庭・地域における子供読書活動の推進〕

- 毎月23日を子供と一緒に読書の日と定め、読書活動の推進を図ります。
- 乳幼児健診の場を利用した読み聞かせを実施します。
- ブックスタートをはじめとした各年代に応じた読書活動の充実を図ります。
- 子育て支援事業と連携した関係機関における読み聞かせ等、親子が触れ合う機会の拡充に努めます。
- 地域における保護者を対象とした読書活動の意義や必要性を理解してもらうための講座や展示会の提供に努めます。
- 「親子20分読書」「朝読み・夕読み」等の推進のための広報啓発活動を推進します。
- 図書館等において、大人が読んで感動した話やぜひ読んで欲しい本の紹介、子供の読書に必要なスペースの確保に努めます。
- 児童図書収集・提供の充実を図ります。
- 館内・移動お話教室等を実施します。
- 移動図書館車による学校図書館や団体・地域全域への巡回貸出し等サービスの提供に努めます。
- 子供を対象とした本と出会うきっかけづくりとなる行事等の実施に努めます。
- お話ボランティア等の養成や活動ができる機会の提供に努めます。
- お話会・読み聞かせなどの活動の把握による情報提供の拡充に努めます。

《計画期間における数値目標「読書活動の推進」》

項目	現状(R6)	R7	R8	R9	R10	R11
不読率(1ヶ月に1冊も本を読み終えることができなかった人の割合)の低減	小 7.7% 中 7.8%	→		小 3.0% 中 6.2%	→	
						小 1.5% 中 5.0%

〔子供読書活動への理解と啓発活動の推進〕

- 学校教育課と社会教育課が連携し、読書活動を推進します。
- 「子供読書の日」等を中心とした広報啓発に努めます。

⑥ 文化芸術活動の推進

【現状と課題】

- 国際社会で主体的に生きていくためには、地域の伝統や文化について理解を深め、それを尊重する態度を養う教育を充実することが重要です。
また、豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子供の文化芸術活動を推進し、ウェルビーイングの向上を図る必要があります。
- 学校行事等において、音楽や演劇等を鑑賞する機会の充実を図る必要があります。

《 青少年劇場の実施状況 》

	R1	R2	R3	R4	R5
学校	生冠中	照島小	串木野中	市来小	照島小
人数	186人	221人	350人	297人	161人
内容	演奏	演劇	演奏	落語	演劇

【これからの施策の方向性】

- 学校において、文化芸術活動や伝統文化を理解し、継承、発展する態度を育成する教育を推進します。
- 子供が文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を充実します。

【主な取組】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等での文化芸術の理解に係る取組を推進します。
- 子供たちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の拡充、文化施設の積極的な活用に努めます。
- 図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努めます。
- 学校行事等において、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。
- 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向け、協議会や関係団体と連携を図ります。
- 学校における働き方改革の一環として、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けて取り組みます。

《計画期間における数値目標「文化芸術活動の推進」》

項目	現状 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11
小・中学校による文化芸術活動に触れる機会の回数	小・中学校 3回	→	4回	→		5回

⑦ 食育の推進

【現状と課題】

- 食習慣の乱れに起因する生活習慣病等の増加などの課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育を推進することが必要です。
- 本市では、食を通して地域活性化を図り、市民の健康で豊かな生活の向上を目指すために「食のまちづくり基本計画」を策定し、行政、市民、事業者が一体となって、総合的かつ計画的に食のまちづくり達成のための施策に取り組んでいます。また、「市教育3アッププロジェクト」において、学校給食指導の充実を展開して食育の推進に取り組んでいます。
- 令和5年度には、全ての学校において栄養教諭が「食に関する指導」を行っており、全ての学校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、成果指標と活動指標を設定し取り組んでいます。
- 学校給食における地場産物の活用状況は、生産物の安定的な量の課題があり、活用が難しい状況ですが、令和5年度は重量ベースで4.8%（米を除く）、米は100%であり、毎年1月に実施している「鹿児島をまるごと味わう学校給食」などの取組を通して、市内産食材の活用促進を図っているところです。

【これからの施策の方向性】

- 関係部局等と連携し、児童生徒への健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、引き続き、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の充実を努めます。

【主な取組】

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や成果指標に基づき、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」の充実を図ります。また、栄養教諭を中核として、学校給食を活用しながら、栄養バランスや朝食などの食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの食に関わる資質・能力の育成を図ります。
- 学校給食において、安心・安全な食材の使用や地場産物の積極的な活用を推進するために、関係機関と連携を図るとともに、引き続き、地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の活用を推進します。
- 保護者等に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等についての意識啓発のための取組を推進するとともに、引き続き、親子料理教室や学校給食展等を通して、家庭や地域との連携・協力を図ります。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。

《計画期間における数値目標「食育の推進」》

項目	現状(R5)	R7	R8	R9	R10	R11
給食食材の地場産物の利用率（米を除く）	4.8%	—————→			8.0%	—————→ 10.0%

⑧ 体力・運動能力の向上

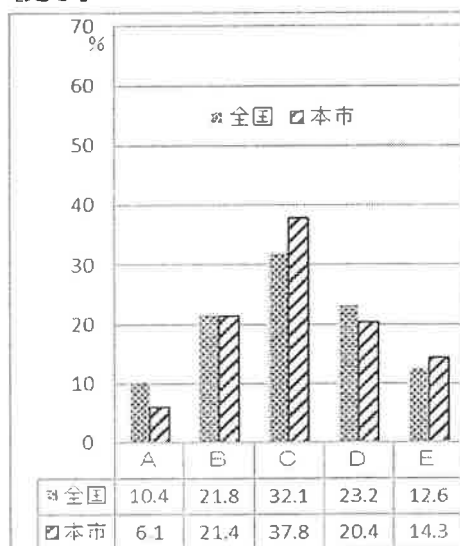
【現状と課題】

- 体力・運動能力の向上に当たっては、教科体育の充実を図ることはもとより、生涯にわたって運動に親しむ習慣を育むことが必要です。
- 近年の社会環境や生活様式の変化に伴い、日常生活において体を動かす機会が減少していることから、子供の基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあります。また、運動やスポーツに興味を持ち、積極的に運動する子供とそうでない子供との二極化が見られます。
- 教科体育の充実に向けて、教員の指導力の向上を図るための研修の充実、体育授業における外部指導者の活用を進めていく必要があります。
- 本市の児童生徒の体力は、特に筋力や跳躍力の落ち込みが大きく、持久力についても低下傾向にあります。

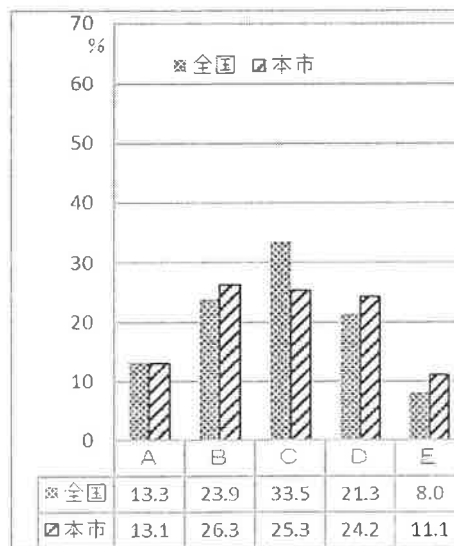
《 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要 》

(1) 小学校体力総合評価（第5学年）

[男子]

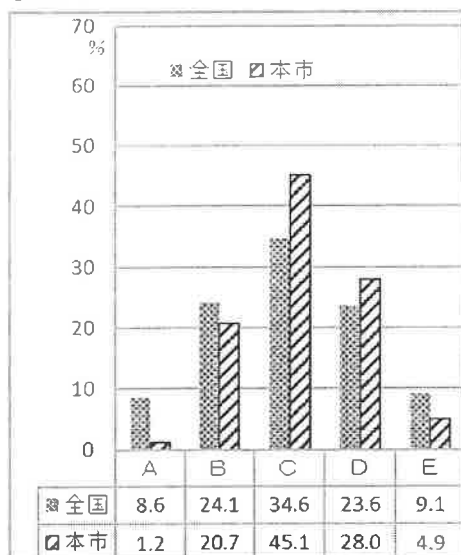


[女子]

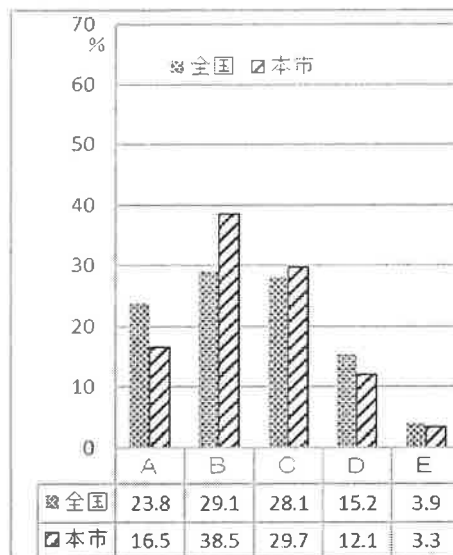


(2) 中学校体力総合評価（第2学年）

[男子]



[女子]



(注) A～Eは、総合評価規準（得点）を示す。

小学校 A：65点以上 B：58～64点 C：50～57点 D：42～49点 E：41点以下
 中学校 A：57点以上 B：47～56点 C：37～46点 D：27～36点 E：26点以下

【これからの施策の方向性】

- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の定着に努めます。
- 運動する楽しさや喜びを味わわせ、体力・運動能力を向上させるために、各種研修の充実や実践研究の推進を通して教員の指導力の向上を図ります。
- 児童生徒、保護者等への体力の重要性を理解させるとともに、体力向上に関する意識の高揚を図ります。
- 生徒の発達段階やニーズを踏まえたスポーツ環境の整備を目指して、学校・地域の実情に応じた運動部活動の改革に努めていきます。

【主な取組】

- 体育・保健体育の学習内容の充実、カリキュラムや指導法等の研究に努めます。
- 「主体的・対話的で深い学び」がある体育授業を実現するために、ICT 機器の活用やペア・グループ学習等の相互支援活動を充実させる等、体育授業の改善を図ります。
- 「一校一運動」や「体カアップ！チャレンジかごしま」等への取組の充実・改善を図ります。
- 学校や家庭、地域をはじめとする各スポーツ団体との連携を強化します。

《計画期間における数値目標（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）》

項目	現状 (R5)	R7	R8	R9	R10	R11
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価 A,Bの割合（小・中）	小男：全国比 -4.7 小女：全国比 +2.2 中男：全国比 -10.8 中女：全国比 +2.1	全国平均を上回る →				

⑨ 健康教育の充実

【現状と課題】

- 近年、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性に関する課題、喫煙、飲酒、薬物乱用、メ

ンタルヘルスの問題など、児童生徒の健康課題が多様化しています。

- 児童生徒が、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した、学校における健康教育の充実が必要です。
- 学校保健委員会への学校医や専門家等の参加率は、現在 100%です。今後も、学校、家庭、地域を結ぶ組織としての学校保健委員会の機能を充実させることが必要です。

（ 学校保健委員会に学校医等が参加する学校の割合 ）

	R4		R5		R6	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
小学校	6	75.0%	7	87.5%	8	100%
中学校	0	0%	1	20.0%	5	100%
全体	6	46.1%	8	61.5%	13	100%

【これからの施策の方向性】

- 学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた学校保健の充実を図るとともに、保健組織活動の充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図るとともに、児童生徒の個別の健康課題に努めます。

【主な取組】

- 性に関する問題や喫煙、飲酒、薬物乱用、がん教育など、児童生徒の健康課題の解決に向けて、関係機関との連携を深めます。
- 体育・保健体育科や特別活動の授業を中核とした、学校の教育活動全体を通じた保健教育を推進します。
- 学校医や専門家等との連携を深め、学校保健委員会の開催方法の工夫や内容の充実に努めます。
- 健康面で特別な配慮を要する児童生徒については、学校生活管理指導表を活用するとともに、危機管理マニュアル等の整備や校内研修を実施し、全職員で共通理解を図った上で、組織的な体制の構築に努めます。

Ⅱ 未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

① 確かな学力の定着

【現状と課題】

- これからの予測困難な時代を生きる児童生徒には、自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくため、主体性、協働性、創造性といった資質・能力や、自ら問題を発見し解決していく力等が必要であるとともに、これらがウェルビーイングの向上に資するとの認識の下、その育成に向けた授業改善が急務となっています。
- 令和6年度鹿児島学習定着度調査結果によると、基礎・基本の確実な定着とともに、思考力・表現力の育成が課題です。また、令和5年度全国学力・学習状況調査によると、小・中学校いずれも活用に関する問題(思考力・判断力・表現力等)について課題がみられます。

（ 令和6年度 全国学力・学習状況調査の結果概要 ）

(1) 小学校（第6学年）

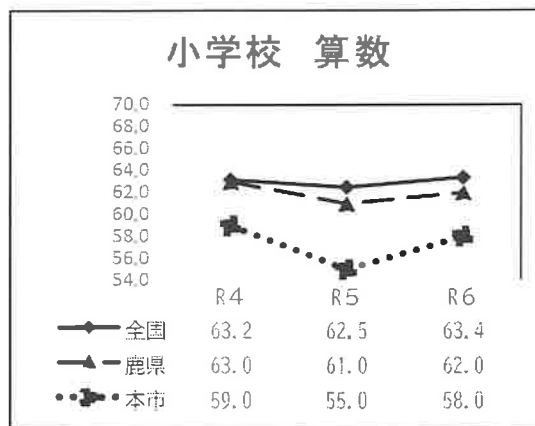
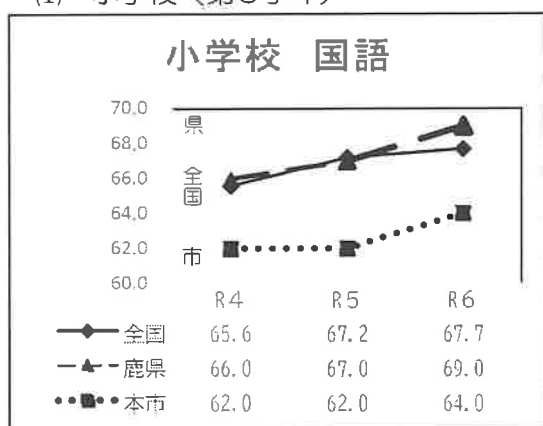
	全 体		知識・技能		思考・判断・表現	
	国 語	算 数	国 語	算 数	国 語	算 数
全 国	67.7	63.4	69.8	72.8	66.0	51.4
鹿児島県	69.0	62.0	71.6	70.6	66.5	52.0
本 市	64.0	58.0	65.7	65.9	62.9	47.9

(2) 中学校（第3学年）

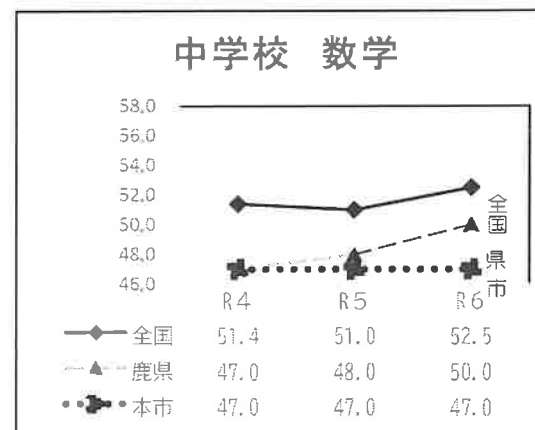
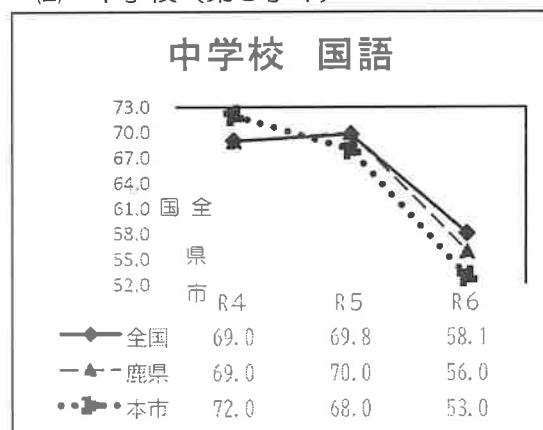
	全 体		知識・技能		思考・判断・表現	
	国 語	数 学	国 語	数 学	国 語	数 学
全 国	58.1	52.5	62.0	63.1	55.4	29.3
鹿児島県	56.0	50.0	61.2	60.5	52.6	26.9
本 市	53.0	47.0	57.7	59.0	49.2	21.8

（ 令和4年度～6年度 全国学力・学習状況調査の経年変化 ）

(1) 小学校（第6学年）



(2) 中学校（第3学年）



【これからの施策の方向性】

- 学力向上へ向けた取組を推進するために、中学校区ごとの小・中連携による公開授業や授業研究を通して、指導法の改善等を図ります。
- 知識・技能の活用力を育成するために、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。
- 各学校において鹿児島学力・学習状況調査及び全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、学力向上についての「P（具体的な計画＝マニフェスト）・D（共通実践事項）・C（検

証)・A(改善策=アクションプラン)」のサイクルを確立し、計画的、具体的な指導方法の改善などを行う取組を推進します。

- 教科等固有の見方・考え方を働かせて自分で考え表現する力や、困難を乗り越えものごとを成し遂げる力等の非認知能力の育成について、組織的な取組を推進します。
- PTAと連携して家庭学習の習慣化を図ります。
- 小学校外国語活動、外国語科など英語教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 多様な児童生徒の状況に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のため、1人1台端末を活用し、確かな学力の育成を図ります。
- 授業を通じた校内研修の充実(一人一回の研究授業の推進・仮説に基づいた研究の推進)を図り、指導主事の派遣により課題に応じた改善の視点について重点的・具体的な指導を行い、学習者主体の授業づくり等の授業力の向上及び学校の確かな研究の推進を図ります。
- 市研究協力校等の研究推進において、公開授業や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修により、その成果を市内の教員で広く共有することによって指導力向上を図ります。
- 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、各学校で教科横断的な視点からのカリキュラム・マネジメントが実施されるような取組を推進します。
- 児童生徒がそれぞれの興味・関心や能力等を生かし、1人1台端末の持ち帰りにより個別最適で質の高い学びにつなげる等、家庭学習の充実を図ります。
- かごしま学力向上支援Webシステムの評価問題や県の学習ガイド「鹿児島ベーシック」、市教委が作成した「今週の1問」等の利用促進や県の「家庭学習60・90運動」のより実効的な展開などにより、学習習慣の確立に努めます。
- 学力向上に向けて、学生、保護者、教員OB等の外部人材を活用した取組などを促進します。
- 生活リズム表を活用することで、児童生徒の十分な睡眠を確保し、規則的な生活リズム形成を図ります。
- 英検補助や補充指導、日置市と合同の英語弁論大会などを行い、小学校卒業時までに英検5級、中学校卒業時までに英検3級の取得を推進します。

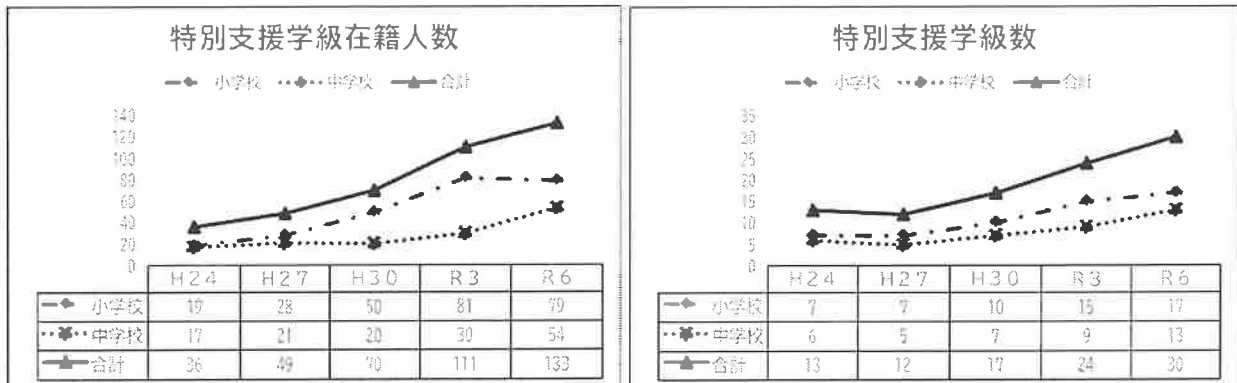
《計画期間における数値目標「確かな学力」》

項目	現状(R6)	R7	R8	R9	R10	R11
全国学力・学習状況調査における平均正答率(小・中)	小:国 全国比-3.7 算 全国比-5.4 中:国 全国比-5.1 数 全国比-5.5					
授業がよく分かると思う児童生徒の割合(小・中)	小:国 33.0% 算 47.1% 中:国 15.2% 数 27.4%					
授業において「ほぼ毎日」・「週3回以上」、PC・タブレットなどのICT機器を使用して学習している児童生徒の割合(小・中)	小: 67.4% 中: 75.2%			80%		100%

② 特別支援教育の推進

【現状と課題】

- 多様な学びの場において、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の推進が求められています。
- 本市においては、すべての小・中学校で校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名が行われるなど、障害のある児童生徒への支援体制は整備されつつありますが、関係機関と連携した具体的な支援の在り方が課題となっています。
- 令和6年度では、特別支援学級を新たに1つの学校に開設しました。令和3年度と比べ6学級が増えています。(市内小・中学校 11校に30学級設置)また、通級指導教室(LD・ADHD)を、串木野小学校と串木野中学校に開設しています。市内の各特別支援学級相互の連携・研修を通じた特別支援学級における更なる教育の充実が課題となっています。
- 通常学級における特別な配慮を必要とする児童生徒への教育的支援を行うために特別支援教育支援員を市内全校に配置しており、一人一人へのきめ細かな更なる支援の充実が課題となっています。



【これからの施策の方向性】

- 障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を図り、適切な就学を推進します。
- 小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒に対する指導・支援体制の整備に努めます。
- 社会教育における特別支援教育に関する学習・啓発活動を推進します。

【主な取組】

- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進します。
- 各小・中学校での校内教育支援委員会・校内委員会の充実を図るとともに特別支援学校等と連携を深めながら市教育支援委員会における適切な就学指導を推進します。
- 小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」等の作成・活用を促進するとともに特別支援教育コーディネーターの資質向上を図り、校内支援体制の整備及び家庭との連携強化を図ります。
- 「個別の教育支援計画」等に基づき、関係機関との連携の下に、適切な指導及び必要な支援が行われるように支援体制の整備に努めます。
- 学校の実態を踏まえ、特別支援教育支援員の配置を行い、効果的な活用を図ります。
- 市特別支援教育担当者研修会等を通して、合理的な配慮等への理解促進や教員等の指導力の向上を図ります。

- 特別な教育的支援の必要な生徒が、高等学校でも一貫した支援が受けられるよう中高連携を推進します。
- 社会教育関係団体リーダー等の特別支援教育の理解促進や指導力の向上を図り、社会教育における特別支援教育の推進体制を充実・強化します。

③ キャリア教育の推進

【現状と課題】

- 児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、「社会的職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を推進し、ウェルビーイングの向上を図ることが必要です。
- すべての中学校で職場体験学習、インターンシップや外部講師による出前授業等の体験的な取組が実施されていますが、事前・事後の指導を充実させ、体験をその後の学びや将来設計に生かすことが必要です。
- 企業等との連携を深め、「学び」と「実社会」との結びつきを強める取組を進める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を学校の教育活動全体を通して推進します。
- 「キャリアパスポート」等を活用して、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会を構成する一因として自分らしい生き方を実現していくキャリア教育を推進します。
- キャリア教育に関する研修を充実させ、指導力の向上に努めます。
- 勤労観・職業観等を育成するため、地元企業等との連携を深めます。

【主な取組】

- 「キャリアパスポート」の定着を図ります。
- 産業界と連携した体験的な学習の機会の提供を一層推進します。
- 「キャリア教育の全体計画及び年間計画」を全学校で作成し、体系的・系統的な取組を行います。
- 学級活動を要としながら、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。

④ 幼児教育の充実

【現状と課題】

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組の推進が求められています。
- 幼稚園等では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、小学校教育との円滑な接続を図るよう求められています。
- 世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がないなど、家庭教育を行う上での課題が指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子供のよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

【これからの施策の方向性】

- 各幼稚園が小学校以降の教育を見通し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係部局との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上に努めます。
- 特別な配慮を必要とする子供を含む全ての子供のウェルビーイングを高めるという観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、遊びを通して育まれる「自立心」や「協同性」などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園等と小学校等が連携・協働した取組を推進します。
- 幼稚園等、小学校、家庭、地域の連携により、幼稚園等を活用した子育て支援に係る取組を推進します。

【主な取組】

- 幼稚園教育要領の趣旨に沿った教育及び保育が確実に実践されるよう、幼児教育の質の向上に努めます。
- 幼稚園等と小学校等の教職員が協働し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした連携がなされるよう、幼保小合同の研修を実施し、情報共有の促進や教育課程の編成・実施等の取組の充実を図ります。
- 関係機関と幼稚園等、家庭、地域が連携し、幼稚園等の施設の開放、保護者同士の交流、保護者に対する子育てについての情報提供や指導・助言などの子育ての支援に係る取組を促進します。

⑤ 郷土教育の推進

【現状と課題】

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- いちき串木野市の歴史や先人の偉業についての正しい理解を図り、郷土への誇りを育てる教育を一層充実する必要があります。
- 少子高齢化や過疎化により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなっています。

【これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績や生き方について学ぶ活動などの充実を図り、いちき串木野の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- 郷土いちき串木野に誇りを持ち、未来を担う児童生徒を育てるために、教職員がいちき串木野の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土教育に関する資質向上を図ります。

【主な取組】

- 各学校において、授業や学校行事等を通して、郷土の魅力について調べ、発表し合うなど、郷土に根ざした教育活動の一層の充実を図ります。また、郷土の地理・歴史、伝統、文化、豊かな自然等について理解を深めさせるための人材活用を推進します。
- 各学校において、授業や学校行事等で、地域と学校がより連携し、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。

⑥ 教育の情報化の推進

【現状と課題】

- 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラルの育成の充実が求められています。
- 令和4年度の「学校における教育の情報化等の実態に関する調査」（文部科学省）によると、本県教員のICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合は、全国平均よりも高い状況です。一方で、「授業中にICTを活用して指導すること」や「児童生徒のICT活用を指導すること」「情報モラルなどを指導すること」について、「できる」「ややできる」と回答した職員の割合は、全国平均よりも低い状況となっています。
- 教育データやICTの効果的な活用は、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への対応にも資するだけでなく、児童生徒一人一人に応じた学びの提供が可能になることと併せ、教職員の校務（授業準備を含む）における負担軽減にもつながることから、さらに推進する必要があります。
- 令和5年度の本市における携帯電話・スマートフォンの所持率は、高い状況にあります。そのため、ネット依存、情報モラルや外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪の被害から身を守ることにについて早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。

（市インターネット利用等実態調査の結果概要）

(1) 携帯電話所持率（％）自分専用の携帯電話（スマートフォン含む）を所持している者

	R3	R4	R5
小学校	37.7%	42.9%	42.3%
中学校	92.0%	72.3%	71.0%

※ 令和5年度は県調査による小学4年生以上の調査結果

(2) 教員のICT活用指導率

	R3		R4		R5	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
授業にICTを活用して指導する能力（％） （「できる」「ややできる」の割合）	77.2%	55.4%	85.3%	65.3%	77.8%	75.7%

【これからの施策の方向性】

- 教科指導等におけるICTの効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、情報や情報技術を主体的に選択し活用していく力や情報技術を手段として効果的に活用していく力の育成に努めます。
- 情報化社会において、適正な活動を行うための基になる人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育の充実を図ります。
- 小規模校等が多いことを踏まえ、遠隔教育システムを効果的に活用した授業実践の充実に努めます。
- 小・中の発達段階を踏まえたプログラミング教育の充実に努めます。
- ICTを活用し、児童生徒の情報を共有することによるきめ細かな指導を目指すとともに、学校の情報発信に努めます。
- 国のICT環境の整備方針に基づき、学校におけるICT環境整備の推進に努めます。

【主な取組】

- 教員に対する ICT を活用した指導力を向上させるための研修を充実させます。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善の実現に向け、各教科等において 1 人 1 台端末等を効果的に活用した授業等の実践を推進します。
- ネット依存や情報モラル等について、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、フィルタリングの設定や家庭内ルールの策定に係る保護者への啓発に努めます。
- 小・中学校の発達の段階を踏まえたプログラミング教育の充実を図るとともに、地域のデジタル人材等の積極的な活用に努めます。
- 教職員が校務において ICT を効果的に活用することにより、児童生徒一人一人に個別に最適化されたきめ細かな指導、教員相互の情報共有や効率的な成績処理等が行えるよう、支援体制の充実、環境の整備を推進します。
- 学校ウェブサイトの活用により、教育活動等を積極的に情報発信し、信頼される開かれた学校づくりに努めます。
- 国の「GIGA スクール構想」に基づき、児童生徒 1 人 1 台端末、高速大容量の校内通信ネットワークなど学校における ICT 環境の整備を行いました。今後は、機器の更新とともに、1 人 1 台端末の更なる利活用の促進に努めます。
- 学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校で ICT を活用できる環境の整備に努めます。

《計画期間における数値目標「教員の ICT 活用指導率」》

項目	現状 (R5)	R7	R8	R9	R10	R11	
授業に ICT を活用して指導する能力 (%) (「できる」「ややできる」の割合)	小 : 77.8% 中 : 75.7%	→			80 %	→	90 %

⑦ 国際理解教育の充実

【現状と課題】

- グローバル化が進む国際社会において、日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付け、グローバルに活躍する人材を育成するために、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、ALT とのチーム・ティーチングによる授業などを通して実践的なコミュニケーション能力を高めたり、地域に住む外国人を招いての異文化体験を行ったりするなどの実践的取組が広がってきています。
- 学習の中では、体験活動や交流活動に加え、他を尊重し、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。
- 英語教員と生徒の英語力を高めるとともに、授業中における生徒の言語活動を増やす必要もあります。

【これからの施策の方向性】

- ALT 等と実際の生活場面に即したコミュニケーション等を体験することで、外国語に楽しく慣れ親しみ、海外について興味・関心を高めていくことができるように努めます。
- 各学校段階において、これからの国際社会において自ら思考し判断し、言語や文化が異

なる人々と主体的に協働していくことができる児童生徒の育成に努めます。

【主な取組】

- 各小・中学校の「国際理解教育の全体計画」の一層の充実を促進し、小学校・中学校のスムーズな接続や校種を越えた系統的な授業づくりを推進します。
- 各学校において、ALT や AET を活用し、外国の言語や文化に対する理解を深める取組を推進するなど、国際理解教育の充実に努めます。
- 主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善を図るとともに、総合的な学習の時間等において、国際理解教育に関する学習などの充実を図ります。
- 必要に応じて青年海外協力隊や海外からの留学生を受け入れる外部機関等の学校への人材派遣事業を活用し、国際理解教育を支援します。
- 英検補助や補充指導、日置市と合同の英語弁論大会などを行い、中学校卒業時まで英検3級の取得を推進します。

《計画期間における数値目標「国際理解教育の充実」》

項 目	現 状 (R5)	R7	R8	R9	R10	R11
CEFR A1 (英検 3 級) 相当以上を達成した (達成したと思われる) 中学生の割合	全国 51.2% 県 49.5% 本市 47.2%		→	60%	→	70%

⑧ 消費者教育の充実

【現状と課題】

- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任を持って行動できる能力を育成することが求められています。
- 物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚を持った児童生徒の育成を図り、消費者トラブルの防止など消費者教育の充実に努めます。
- 情報機器等を利用した架空請求など、多様化する問題に対応する能力を育成します。

【主な取組】

- 小・中学校において、社会科や家庭科を中心として、消費者教育を教育課程に位置付け、教科横断的な視点での取組を推進します。
- 物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任を持って意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の作成や教材の活用、教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究推進を図ります。
- 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用等を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。

⑨ 主権者教育の充実

【現状と課題】

- 主権者として、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。
- 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げを受け、満 18 歳を迎えた高校生が、有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。(副教材を活用した学習、市職員による出前授業等)
- 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や、多面的・多角的に考察し公正に判断する力の育成に努めています。

【これからの施策の方向性】

- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を、発達の段階等にに応じて身に付けさせます。
- 地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、学習指導要領に基づき小・中学校において主権者教育の充実に努めます。
- 政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者となるための政治的教養を高める教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 各学校において、主権者教育を教育課程に位置付け、教科横断的な視点で取り組みます。
- 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係機関と連携し、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。
- 児童生徒が主体的に判断し、責任を持って意思決定できるよう、発達の段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力向上に努めます。

⑩ 社会の変化に対応した教育の推進

(ア) 環境教育

【現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されています。
- 環境問題解決に自ら進んで取り組む人材の育成を図るための環境教育を推進します。
- 環境教育については、小・中学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、すべての小学校において体験的な活動も取り入れています。

【これからの施策の方向性】

- 持続可能な社会の担い手の育成及びウェルビーイングの向上を図るため、各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、教科横断的な環境教育を勧めます。
- 地域の自然体験活動を通して、環境問題に対する理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を推進します。環境問題解決に自ら進んで取り組む人材の育成を図るための環境教育を更に推進します。

【主な取組】

- 各学校において、環境教育の全体計画を整備し、各教科等での学習を効果的に関連させ、日常生活における環境保全活動への参加意識を育てるための取組を促進します。
また、地域の特色を生かした体験的な環境学習の充実を図り、環境保全と生活の利便性のバランスについて、自分の生活を照らし合わせながら考えさせる学習を促進します。

(イ) 福祉教育・ボランティア活動

【現状と課題】

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちに触れたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層の高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進め、ウェルビーイングの向上を図っていくことが必要です。
- 各小・中学校は、総合的な学習の時間等で福祉施設の訪問活動、家庭科や社会科でのバリアフリーやボランティア活動について学習したり、地域の高齢者との交流活動を経験したりしています。

（令和6年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の結果概要）

※ 肯定的評価（「当てはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答している児童生徒の割合）

質 問 事 項		市平均	全国平均	全国との差
		小学校	91.8	91.7
普通の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいあるか。	中学校	91.3	89.8	+1.5

【これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえた、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画や教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉に関する体験活動の充実を図ります。

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

① 開かれた学校づくり

【現状と課題】

- 平成29年度から学校評議員制度を発展させた仕組みとして、学校運営協議会（コミュニティスクール）を導入し、地域と共にある学校づくりを推進しています。
- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクルの充実・改善が求められています。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、全ての学校で取り組まれ、毎年多くの市民が参加しています。

【これからの施策の方向性】

- 学校運営協議会（コミュニティスクール）により、学校と家庭、地域の三者がこれまでよりも更に一体となって課題解決に取り組み、児童生徒の成長を支えていくように努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握するとともに、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めます。

【主な取組】

- 各学校による評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 11月1日から7日までを地域が育む「かごしまの教育」県民週間として設定し、この週間において各学校で授業参観等を実施するなど、開かれた学校づくりの取組を推進します。
- カリキュラム・マネジメントに関する研修を通して、教育課程を中心に据え、学校教育に関わる様々な取組を組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげます。

② 学校運営の充実

【現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われています。また、現在、児童生徒の発達課題に応じた適切な教育の在り方の研究が求められています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならず、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮することが求められています。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が協力して、学校運営に取り組み、児童生徒の成長を支えていくことが求められています。

【これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。
- 幼・小・中・高の連携による学校教育の充実を図ります。また、小中一貫教育についての研究を進め、目指す子供像を共有し、9年間を見通した教育課程の編成に努めます。
- 学校において、教職員以外の心理や福祉、特別支援等、多様な人材が、それぞれの専門性を生かし、連携・分担して課題に対応する「チーム学校」の取組を推進します。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、地域学校協働活動を更に充実させ、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【主な取組】

- 管理職としての人格・識見に優れ、心身ともに健康で、課題に対応できる管理職の育成を図ります。
- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。

- 学校事務のより一層の適正化や効率化を進め、学校教育を支援するための取組を行う事務の共同実施を推進します。
- 学校評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- 幼・小・中・高の連携を深め、小中一貫教育協議会、小中一貫教育校の研究を進めます。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現のために、コミュニティ・スクールとして、保護者や地域住民と情報や課題を共有し、共通の目標を設定し、「地域とともにある学校づくり」に努めます。

③ 学校における働き方改革の推進

【現状と課題】

- 学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を、実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。
- 教職員の勤務時間管理については、各学校において校務支援システム（See-smile）により、在校等時間の把握に努めています。

【これからの施策の方向性】

- 「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類の徹底や業務の効率化など、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に努めます。

【主な取組】

- 教育課程について、各学校が地域の実情等も踏まえ、学校行事の精選・重点化、準備の簡素化・省力化を含め、改善を図ります。
- ペーパーレス化や研修・ミーティングのオンライン化など、工夫・改善を行うとともに、優良事例等について、積極的な情報提供や共有を行い、校務のDX化を進めます。
- 学校運営協議会において、学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善を進めます。
- 労働安全衛生管理体制の充実や、教職員のメンタルヘルス対策に努めます。
- 在校等時間の把握方法等の改めでの周知・徹底を図など、取組状況の「見える化」を進めます。
- 部活動指導員の拡充（地域連携）や学校部活動の地域移行を推進します。

≪計画期間における数値目標「学校における働き方改革の推進」≫

項目	現状 (R5)	R7	R8	R9	R10	R11
学校職員の1か月当たりの時間外 在校等時間が45時間以内の割合	小学校 79.0% 中学校 80.5%	100 %	—————→			100 %

④ 小規模校教育の振興

【現状と課題】

- 令和6年度では、市内小・中学校 13校のうち、串木野小以外は小規模校（12学級未満）及び過少規模校（小学校6学級未満）であり、小規模校教育の振興を図ることは、本市教育の振興上で重要ですが、中学校においては、適切な教育環境を維持することが難しいため、令和8年度に串木野地域の4つの中学校を再編します。
- 複式学級を有する小規模校の地域は、豊かな自然や大切に守られてきた伝統芸能など様々な教育資源が見られ、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。

【これからの施策の方向性】

- 小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進するとともに、オンライン等のICT活用により、教育環境の充実に努めます。
- 複式学級の指導の在り方や各教科等の授業の進め方に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、小規模校に勤務する教職員の研修機会の確保に努めます。

【主な取組】

- 複式学級を有する学校の合同研究会等を通して、複式教育の指導方法改善及び教職員の資質向上を図り、複式教育の充実に努めます。
- 大規模校との交流学习の促進や教育機器等を活用した教育方法の改善等により、小規模校の活性化に努めます。
- 1人1台端末等を活用した効果的な授業改善を図ります。

⑤ 教職員の資質向上

【現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質能力の更なる向上が求められています。
- 教職員の資質向上を図るため、かごしま県教員等育成指標及びかごしま県教員等研修計画を踏まえ、養成、採用、研修の各段階での取組の充実に努めています。
- 学校職員の服務規律の厳正確保については、計画的・継続的に取り組んでいますが、今後も更なる取組の充実が必要です。

【これからの施策の方向性】

- かごしま県教員等育成指標及びかごしま県教員等研修計画に基づき、教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図るとともに、全国教員研修プラットフォーム(Plant)を活用し、専門知識の向上や教育技術の習得、指導力やコミュニケーション能力の向上など、教職員の資質向上に努めます。
- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。

【主な取組】

- かごしま県教員等育成指標の理解促進と全国教員研修プラットフォーム(Plant)の活用を図り、校内外における研修を組織的・計画的に実施するとともに、研修内容の充実に努め、教職員の意欲を高め、資質能力の向上に努めます。特に、授業や事例を通じた研究を推進し、指導力の向上を目指します。
- 諸関係機関との連携による体験的研修を推進し、教職員の視野を広げ、教育者としての使命感、豊かな教養等の涵養に取り組めます。

⑥ 安全・安心な学校づくり

【現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく地震等の災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保はきわめて重要です。

- 本市の公立小・中学校施設については、必要に応じて補強を施し、構造体の耐震性を確保しています。更なる安全と応急避難場所としての機能が求められることから、非構造部材の耐震化を進める必要があります。
- 学校では、原子力災害をはじめ、様々な災害を想定して、校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう引き渡し訓練や避難訓練等を実施しているところです。
- 近年、全国的に学校や通学路等での児童生徒に関わる事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組を一層充実させる必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 施設・建物については、状況を精査し、長寿命化工事や大規模改修工事等を実施します。
- 警察等関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の整備を推進します。

【主な取組】

- 施設・建物の経年、老朽状況や学校安全点検、長期計画に基づく整備手法を精査し、長寿命化工事、大規模改修工事、修繕工事等を実施します。
- すべての学校において「危機管理マニュアル」や学校安全計画を策定するとともに、随時見直しを行い、最新の情報に更新するよう努めます。
- 防犯教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせる安全教育を推進します。
- 警察等との連携や巡回パトロールの実施、防犯ブザーの所持など、不審者情報等児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件・事故や自然災害からの安全確保を図ります。

⑦ 教育環境の整備・充実

【現状と課題】

- 学校施設の整備を計画的に行い、長寿命化を図るべく、学校施設長寿命化計画を策定しました。建築後 30 年以上経過している建物が 8 割以上を占めており、各施設の状況に応じた老朽化対策の実施が必要です。
- 本市では、経済的理由によって就学困難な者に対する制度の一つとして、薩摩スチューデント奨学プログラムを制度化しました。
- 国家戦略としての「GIGA スクール構想」に基づき、児童生徒 1 人 1 台端末、高速大容量の校内通信ネットワークなど、学校における ICT 環境の整備を行いました。今後は、機器の更新が必要となります。
- 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学援助を実施しています。少子化等により児童生徒数は減少傾向ではありますが、援助を受ける児童生徒は減少せず、受給者数に大きな変化は無い状況が続いています。
- 学校の空調設備については、普通教室に関しては整備済ですが、特別教室については整備が行き届いていない状況です。夏の猛暑時期の熱中症対策のためにも、計画的に空調を設置したいと考えます。
- トイレの洋式化については、年次的に少しずつ実施はしていますが、令和 5 年度末で小学校が 28.6%、中学校が 37.3%、全体で 31.7%しか整備できていません。

【これからの施策の方向性】

- 学校施設の老朽設備の更新に合わせて社会状況の変化、多様な学習活動等に対応した学校施設の質的な整備を図ります。また、学校再編にも対応していきます。
- 急速に変化・発展するこれからの社会やその情報化への対応が求められます。今後も継続して、ICT環境の整備に努めます。
- 経済的な理由により、子供の学習意欲が損なわれないよう、必要な支援を推進します。
- 計画的に特別教室の空調整備やトイレの洋式化を進めます。

【主な取組】

- 学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な維持管理や補修の実施、さらに大規模改修事業などを計画的に実施します。
- 整備済のICT機器等を計画的に更新します。
- 実態に応じた児童生徒への就学援助を実施します。
- 薩摩スチューデント奨学プログラムの周知や積極的な制度活用の促進を図るなど、経済的な理由により就学の道が閉ざされることのないよう、必要な支援を推進します。
- 学校給食費について、無償化に取り組みます。
- 良好な教育環境を確保するため、特別教室の空調整備とトイレの洋式化については、予算確保に努め、年次的に取り組みます。

≪計画期間における数値目標「教育環境の整備・充実」≫

項目	現況 (R5)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特別教室の空調設置率 (設置教室数/保有教室数)	小学校 27.5% (19 / 69)	→		40%		→	51%
	中学校 27.9% (19 / 68)						
	計 27.7% (38 / 137)						
トイレの洋式化率 (様式便器数/保有便器数)	小学校 28.6% (91 / 318)	→		46%		→	54%
	中学校 37.3% (66 / 177)						
	計 31.7% (157 / 495)						

IV 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

① 地域を支える次世代の人づくり

【現状と課題】

- 本市では、地域のリーダーとして資質向上を図るため、ジュニア・リーダークラブや子供会等青少年を主体とした団体が活動していますが、少子化による会員の減少や部活動やスポーツ少年団との両立など課題があります。
- 将来を担う新規学卒者の県外流出が続いているため、将来本市に住んで本市の発展を支えようとする人材を育成する必要があります。

（ ジュニア・リーダークラブ会員数 ） 毎年度3月末現在

	中1	中2	中3	小計	高1	高2	高3	小計	合計
R5	7人	5人	0人	12人	3人	5人	0人	8人	20人
R4	9人	4人	6人	19人	7人	3人	1人	11人	30人
R3	2人	2人	5人	9人	3人	2人	0人	5人	14人
R2	2人	7人	2人	11人	2人	1人	2人	5人	16人
R1	5人	1人	2人	8人	1人	2人	2人	5人	13人

- 地域学校協働活動への取組により、地域と学校が連携・協働して活動できる体制が構築されていますが、取組の割合が高い活動内容もあれば、そうでない活動内容もあります。コミュニティスクールとの連携が一層必要です。

（ 支援コーディネートの内訳 ）

項目	R3		R4		R5	
全体(回数・人数)	3,373回	12,229人	3,696回	12,508人	3,209回	11,529人
登下校指導	2,727回	10,300人	3,094回	10,179人	2,798回	9,444人
学校行事支援	77回	140人	149回	363人	128回	364人
環境整備	34回	193人	31回	627人	34回	271人
部活動支援	310回	310人	185回	255人	40回	360人
学習支援	225回	1,286人	237回	1,084人	209回	1,090人

【これからの施策の方向性】

- 異年齢により青少年団体の育成を図り、学習活動や体験活動、精神鍛錬等を通して、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子供を育成します。
- 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生・青年層のリーダー育成や大人の指導者の養成を図ります。
- 学校運営協議会（コミュニティスクール）と地域学校協働を一体的に推進することにより、地域学校協働活動をを更に充実させ、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを推進します。

【主な取組】

- 青少年育成の日（毎月第3土曜日）の取組を生かしながら、家庭・学校・職場・地域が一体となった寺小屋事業やふるさと塾を活用した青少年の健全育成、様々な体験を推進するシン青松塾を開設します。
- 学校と地域住民や民間団体をつなぐ地域コーディネーターの育成を推進します。
- 「地域学校協働活動」を地域住民等に周知するとともに、県民週間を活用した学校訪問を推進、学校支援ボランティアを募集し、学校支援体制づくりを推進します。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るために、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等を対象にした研修会を実施したり、地域へ情報発信したりしながら充実を図ります。

《計画期間における数値目標「地域を支える次世代の人づくり」》

項目	現状 (R5)	R7	R8	R9	R10	R11
ボランティア登録者数	①個人 273人 ②企業等 52社	→	280人 55社	→	→	280人 60社
コーディネート回数	①回数 3,209回 ②人数 11,529人	→	3,500回 13,000人	→	→	4,000回 16,000人
ジュニアリーダー研修会の実施回数及び参加人数	21回、138人	→	25回 160人	→	→	30回 200人
指導者研修会の実施回数及び参加人数	1回、21人	→	2回 50人	→	→	3回 75人

② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

【現状と課題】

- 学校がスクールガードに委嘱している人数は、平成21年以降増加しており、地域全体で子供の安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。子供の見守り活動が形骸化することがないようにPTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関やスクールガードリーダー等との綿密な連携を図り、学校・保護者・地域が一体となった安全管理体制の充実に努める必要があります。
- 学校や通学路による登下校中の交通事故や地震・風水害等の自然災害、学校内外の不審者による事案が発生した時の初動対応や事故対応等、学校での危機管理の在り方が課題となっています。

【これからの施策の方向性】

- 更なる地域ぐるみによる児童生徒等の安全確保に努めるため、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進します。
- 市教育委員会、関係機関及び関係団体等との連携を強化し、地域全体で子供の安全を見守る体制を整備します。
- 学校で安全教育や安全管理を推進する立場にある教職員等に対する講習会等の充実に努めます。

【主な取組】

- スクールガードや地域の防犯ボランティア団体等を対象とした研修会の開催や、校外生活指導連絡協議会の機能化を図り、児童生徒の事件・事故防止に努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 学校安全活動状況調査を毎年実施し、学校における防犯教室等の実施状況に応じた市教育委員会の指導・助言に努めます。
- 学校での防犯教室、防災教室、交通安全教室、学校安全教室等の講師となる教職員に対する講習会の充実に努めます。

③ 家庭教育支援の充実

【現状と課題】

- 核家族化及び地域における地縁的つながりの希薄化等による家庭の教育力の低下などにより、地域社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。
- 本市の現状から学校・家庭・地域住民・関係団体や企業・大学等の相互の連携・協力を強化し、地域社会や家庭の教育力の向上を図るために「家庭教育支援事業」を実施しています。

（ 家庭教育学級（実施状況） ）

	R1	R2	R3	R4	R5
学級数	14	13	13	13	13
講座数	116	73	60	99	94
人数	2,527人	976人	967人	1,660人	2,080人

【これからの施策の方向性】

- 家庭教育はすべての教育の原点であり教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 子供を育てるうえで不安を感じたり、身近に相談相手がない状況にある保護者を支援するため、家庭教育支援員等の人材養成及び活用を図ります。
- 家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報提供に努めます。
- 学校・家庭・地域・保健福祉関係機関、企業等と連携・協働し、家庭教育支援を推進します。

【主な取組】

- 家庭教育に関するニーズを的確に把握し、研修会の内容を工夫・充実させ、家庭教育を支援する人材の養成と資質向上を図ります。
- 家庭教育学級や父親セミナー等における保護者の参加促進や、子供の年齢に応じた研修の充実等を図ります。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体・企業等と連携・協働し、それぞれの分野の有する特徴や専門性を生かして、課題を抱えている家庭等への支援の充実を図ります。
- 毎月第3日曜日「家庭の日」の周知を通して、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- 各学校で実施されるPTA、市P連主催の講演会等を通して、家庭の教育力向上を図ります。

《計画期間における数値目標「家庭教育支援の充実」》

項目	現状 (R5)	R7	R8	R9	R10	R11
家庭教育学級や家庭教育講座、PTA 正副会長会等の実施回数	家庭教育学級（13校全て） 家庭教育講座（13回） 市P連関係研修会（1回） 合計 108回	→	120回	→		140回

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

① 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

- 中央公民館、市来地域公民館、市民文化センター、いちきアクアホール、市立図書館など社会教育施設を利用し、様々な生涯学習活動が実施されていることから、生涯学習関連施設の充実を図る必要があります。
- 本市ではこれまで、市民が学習しやすい環境をつくるため、様々な整備に取り組んできました。引き続き、学習環境の整備を重要課題と考え、更なる充実を目指していきます。
- 社会環境が急速に変化を続ける中、身近な地域社会には多くの現代的課題が存在します。こうした中で市民が主体的に、また、いきいきと豊かに暮らしていくためには、市民が「生きる力」や「社会をつくる力」を持つことが望まれます。
- そのための手段として、「市民が、学ぶこと、その成果を生かすこと」が必要です。そして、市民のあらゆる「学び」を生涯学習と捉え、行政が担うべき「住みよいまちづくり」に向けて、どのような生涯学習を推進していけばよいか検討することが必要です。

【これからの施策の方向性】

- 生涯学習の推進によって各団体や関係団体が実施している生涯学習関連事業等を展開していくことを通して「生涯学習社会の構築」と「みんなが学ぶまち」を推進します。
- ライフステージにあわせた一人一人の主体的な学習を推進します。
- 地域の現代的課題に対応する学習を推進します。
- 生涯学習環境の整備と学んだ成果を生かす環境づくりを推進します。
- 中央公民館、市来地域公民館、市民文化センター、いちきアクアホール、市立図書館など社会教育施設の充実を図ります。

【主な取組】

- 子供から高齢者まで一人一人が生きる力を身に付け、生きがいや目標を持ち、また、豊かにいきいきと人生を歩んでいくために、それぞれの成長段階で必要な学習を推進します。併せて、社会教育における人権に関する学習・啓発活動を推進します。
- 地域の安全、環境の保全など現代社会のさまざまな課題に対応し、住みよい社会づくりのために必要な学習を支援します。
- いつでも、どこでも、誰でも学べる環境をつくるために市民のニーズを把握し、市民の学びを推進し、引き続き更なる学習環境の整備や学習の成果を地域社会にいかせる環境づくりを推進します。
- 中央公民館、市来地域公民館、市民文化センター、いちきアクアホール、市立図書館など社会教育施設の更なる活用を図ります。
- 年次的に計画をしながら、各社会教育施設の充実に努めます。

《計画期間における数値目標「生涯学習環境の充実」》

項目	R5	R7	R8	R9	R10	R11
生涯学習講座の実施回数 (家庭教育・親子・少年講座の回数) ※社会教育課主催	243回 (2回)	→	250回 (15回)	→	→	250回 (30回)

② 生涯スポーツの推進

【現状と課題】

- 市民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図ることが必要です。
- 県が推進する「マイライフ・マイスポーツ運動」を本市も取り入れて推進しています。

【これからの施策の方向性】

- 各種健康づくり運動の推進や多くの市民が参加できるスポーツ大会、スポーツ教室等の充実を図ります。
- 地域、職場におけるスポーツ活動の推進を図ります。

【主な取組】

- 市民参加による市民体育大会を開催します。
- 多くの市民が参加できるスポーツ大会や、プロスポーツを観賞する機会を増やします。
- 年代やニーズに応じたスポーツ教室を実施し、ニュースポーツの普及を推進します。
- 部活動の地域移行に係る指導者の発掘、競技の底辺拡大、選手の育成を目指します。

《計画期間における数値目標「生涯スポーツの推進」》

項目	現状 (R5)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
スポーツ教室 の開催	①小中学生向け 12回 140人(延べ)			①13回 150人			①13回 150人
	②高齢者向け教室 18回 340人(延べ)	→		②19回 350人	→		②20回 360人
	③出前講座(ニュースポーツ)			③11回			③12回
	10回 220人(延べ)			230人			240人

③ 競技スポーツの推進

【現状と課題】

- 本市及び本県出身のスポーツ選手が、国際大会等各種大会で活躍することは市民に夢と感動を与えるとともに、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成に寄与しています。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本市のスポーツ振興に重要な役割を果たしています。
- 今後は各競技の底辺拡大とジュニア選手の育成及び指導者の養成などに努める必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 各競技団体や関係機関との連携を図りながら、市民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の育成強化などを推進します。

【主な取組】

- スポーツ協会等との連携強化を図ります。
- 日置地区県民スポーツ大会選考会及び県民スポーツ大会に伴う選手強化を図ります。

④ 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実

【現状と課題】

- 市内には各種文化団体がありますが、これら文化団体が自主的に発表会などを行っています。
- 文化祭などに多くの文化団体が参加し、参加者数は年々増加しています。
- 市内には国指定重要無形民俗文化財や県指定民俗文化財など多くの伝統芸能が保存伝承されています。
- 各伝統芸能等は、少子高齢化により後継者不足が深刻化し、その保存継承が危ぶまれています。

【これからの施策の方向性】

- 文化協会・芸術文化団体との連携と創作活動の促進を図ります。
- 芸術文化の鑑賞及び発表機会の拡充を図ります。
- 地域に根ざした個性ある文化活動の推進に努めます。
- 市内に長く伝わる伝統芸能の振興を図ります。
- 各伝統芸能保存会を支援し、その保存に努めます。

【主な取組】

- 市文化祭において各文化団体の発表の場を設けるとともに、新規参加団体も募集することで、文化振興を図ります。
- 学校と連携し、児童生徒に対して優れた芸術に触れる機会の充実に努めます。
- チルドレンフェスティバルや音楽のつどいなど地域に根ざした文化活動、自主文化事業を支援し、文化活動の促進を図ります。
- マスコミ等を活用し伝統芸能の広報、周知活動を図り、今後の保存のあり方を検討していきます。
- 各保存会に対し郷土芸能の運営活動補助を行い、保存に努めます。
- 文化を継承する人材の確保、育成に努めます。

《計画期間における数値目標「文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実」》

項目	現状 (R5)	R7	R8	R9	R10	R11
文化芸術の活動の 取り組み状況	自主文化事業の開催 回数及び参加人数 1回	→	3回 1,200人	→		5回 2,000人
	チルドレンフェスティ バルの参加団体数 18団体	→	20団体	→		23団体

⑤ 地域文化の継承・発展と地域づくりの活用

【現状と課題】

- 市内には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化資源がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっています。
- 文化芸術により生み出される様々な価値を継承。発展及び創造に活用していくことが重要です。このため、歴史的遺産や芸術作品、文化施設、地域の残る伝統文化や特色ある食文化などの文化資源を生かし、観光・まちづくりなどと一層連携を図っていく必要があります。

【これからの施策の方向性】

- 郷土芸能や伝統行事、方言、史跡など市内各地の個性豊かな地域文化の保存・継承を図るとともに、観光、まちづくりなど関連施設との連携により、地域の個性を生かした地域づくりを推進します。
- 学校における伝統文化に接する機会の充実を図ります。

【主な取組】

- 地域固有の豊かな文化資源を活用し、郷土に誇りを持つ心を醸成するとともに、芸術作品や史跡、郷土芸能、伝統行事、郷土料理等の歴史・文化の保存・継承や、これらを生かした地域づくりの促進など、観光資源としての魅力向上、まちづくりの活用等に取り組みます。
- 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演機会を増やし、子供の参加を促進するとともに、関係団体や地域の高齢者などと連携し地域文化の継承を図ります。
- 日本遺産「串木野麓」の魅力発信や保全整備に取り組むとともに、観光資源としての活用を図り、地域づくりを推進します。
- 学校行事等において地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会を促進します。

≪計画期間における数値目標「地域文化の継承・発展と地域づくりの活用」≫

項目	現状(R6)	R7	R8	R9	R10	R11
文化資源活用の 取り組み状況	串木野麓の講座の開設回数及び参加人数 2回 86人	→	3回 100人	→		5回 150人
	子供向けの講座開設回数及び参加人数 2回 36人	→	3回 50人	→		5回 100人

⑥ 文化財の保存・活用

【現状と課題】

- 市内には多くの史跡及び埋蔵文化財包蔵地があります。
- 市内には中央公民館3階に民俗資料を中心とした歴史民俗資料室があり、いちきアクアホールには、考古資料を中心とした歴史資料室があります。
- 歴史民俗資料室の見学者が少ない現状があります。
- 市内には串木野城跡や市来貝塚など数多くの史跡がありますが、市民から公園化や資料館建設の要望があります。
- 史跡等の標柱及び説明板が老朽化し、建て直しが必要です。
- 令和元年5月に、本市を含む県内9市の「麓」が、日本遺産に認定されています。

【これからの施策の方向性】

- 文化財愛護思想の高揚と、郷土学習の推進を図ります。
- 埋蔵文化財の周知を図り、その保存に努めます。
- 資料室などの整備充実を図ります。
- 計画的に史跡等の標柱及び説明板の整備充実に努めます。

【主な取組】

- 出前講座やフィールドワークなど様々な機会を活用し、市内の史跡の広報周知活動を図ります。

- 埋蔵文化財の保存については、開発関係機関等と連絡を密にし周知を図ります。また、合併 20 周年を記念して、これまでの歴史を振り返る企画展を実施するなど文化財の活用を図ります。
- 歴史民俗資料室及び歴史資料室に関しては、学校や地域と連携するなど、活用を図ります。また、資料室の効果的な活用について検討していきます。
- 市内に残る貴重な史跡等の整備については、将来、公園化や資料館建設を視野に入れ、前向きに検討していきます。
- 史跡等の案内板や標柱については、年次的に計画を立て、立替えに努めます。
- 日本遺産「薩摩の武士が生きたまち」の構成文化財となった串木野麓をはじめとする史跡等の保存と利活用に努めます。

《計画期間における数値目標「文化財の保存・活用」》

項 目	現 状 (R6)	R7	R8	R9	R10	R11
歴史民俗資料室の利用状況	歴史民俗資料室と貝コレクション 利用人数未調査	→	500 人	→		1,000 人

第5章 計画の実現に向けて

1 教育行政の着実な推進

教育委員会の体制の充実や市民の期待に応える教育行政の展開は、教育委員会の活動を担う人の資質・能力に負うところが大きいことから、その活動を支える事務局職員や指導主事・社会教育主事などの専門的職員に優秀な人材を確保するとともに、その資質向上に努めます。

2 学校・家庭・地域・企業・大学等との連携・協働

子供の健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子供の教育に責任を持つとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、学校・家庭・地域に加え、企業・大学等との連携・協働による学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は、子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たすことから、本計画においては、第3期計画から引き続き、第4章の「本市教育の取組における視点」に「学校・家庭・地域・企業・大学等の積極的な連携・協働」を掲げたところです。

これら学校・家庭・地域・企業・大学等がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協働が図られるよう、取組を推進します。

3 関係部局・関係機関との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課題に対応するためには、市長部局、大学や特別支援学校、その他の関係機関との連携・協力がが必要です。市長部局とは、食育の推進、特別支援教育、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などにおいて、担当する部局との連携・協力を図るとともに、大学や特別支援学校とは、児童生徒への教育内容や相談体制の充実、教職員の資質向上、生涯学習の推進などにおいて、高度な専門性とその機能を活用した積極的な連携を図ります。

4 県との連携・協力

学校における教職員の配置、社会教育や生涯学習に関する取組については、県との連携・協力がなくしては推進が困難であるなど、県の果たす役割は大きいものとなっています。

これまでも、互いの役割分担のもと、県と連携し教育行政を推進しているところですが、今後も互いに課題を共有し、取組についての情報交換などを通して、連携・協力を図ります。

5 ICTの効果的活用

これからの社会においては、社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）、メタバース活用、Web3.0等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠です。

1人1台端末の持続的な利活用やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務DXの推進、ICT支援員の継続的な配置、教職員のICT活用指導力の向上等、GIGAスクール構想を更に推進していきます。

6 計画の進捗状況の確認

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

なお、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂します。